

## ◆ 往査した県立高等学校等に関する監査結果及び意見

### 1. 県立高等学校の概要

県内の地区別（8地区）の県立高等学校（市立、組合立を含む）は以下のとおりである。

往査対象とした県立高等学校については地区ごとに選定しているが、中学校卒業見込者数が多い地区は2校、それ以外は1校とし、学級数の多い学校を中心に普通科以外の高等学校も選定するよう配慮した。

なお、高等特別支援学校については生徒数の多い学校2校（前橋高等特別支援学校及び高崎高等特別支援学校）について往査を実施した。

### 群馬県全体（各地区の合計）

（単位：人）

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	17,218	16,307	14,672	12,619
増減(令和3年3月比)	—	△911 (△5.2%)	△2,546 (△14.7%)	△4,599 (△26.7%)

### (1) 前橋地区

（単位：人）

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	2,900	2,774	2,571	2,224
増減(令和3年3月比)	—	△126 (△4.3%)	△329 (△11.3%)	△676 (△23.3%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	前橋	普通科	7	✓
2	全日制	前橋南	普通科	5	
3	全日制	前橋西	普通科等	4	
4	全日制	前橋女子	普通科	7	
5	全日制	前橋東	総合学科	5	

6	全日制	勢多農林	農業系学科	5	
7	全日制	前橋工業	工業系学科	6	
8	全日制	前橋商業	商業系学科	7	✓
9	全日制	前橋市立前橋	普通科	6	(注)
10	定時制	前橋清陵	普通科	4	
11	定時制	前橋工業	機械科 建築科	2	
12	通信制	前橋清陵	普通科等	—	

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

## (2) 伊勢崎地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	2,271	2,223	2,085	1,851
増減(令和3年3月比)	—	△48 (△2.1%)	△186 (△8.1%)	△420 (△18.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	伊勢崎	普通科等	7	
2	全日制	伊勢崎清明	普通科	5	
3	全日制	伊勢崎興陽	総合学科	5	
4	全日制	伊勢崎工業	工業系学科	5	✓
5	全日制	伊勢崎商業	商業系学科	6	
6	全日制	玉村	普通科	2	
7	定時制	伊勢崎工業	工業技術科	1	
8	中等教育	伊勢崎市立 四ツ葉学園	普通科	4	(注)

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

## (3) 高崎・安中地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
------	--------	--------	---------	---------

中学校卒業見込者数	3,970	3,571	3,304	3,078
増減(令和3年3月比)	—	△399 (△10.0%)	△666 (△16.7%)	△892 (△22.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	高崎	普通科	7	
2	全日制	高崎東	普通科	4	
3	全日制	高崎北	普通科	6	
4	全日制	榛名	普通科	2	
5	全日制	高崎女子	普通科	7	✓
6	全日制	吉井	総合学科	4	
7	全日制	高崎工業	工業系学科	6	
8	全日制	高崎商業	商業系学科	7	
9	全日制	松井田	普通科	2	
10	全日制	安中総合学園	総合学科	5	✓
11	全日制	高崎市立高崎 経済大学附属	普通科	7	(注)
12	定時制	高崎工業	工業技術科	1	
13	定時制	高崎商業	商業科	1	
14	定時制	安中総合学園	普通科	1	✓
15	通信課	高崎	普通科	—	
16	中等教育	中央	普通科	4	

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

#### (4) 藤岡・多野・富岡・甘楽地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	1,159	1,048	855	642
増減(令和3年3月比)	—	△111 (△9.5%)	△304 (△26.2%)	△517 (△44.6%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
--	----	-----	-----	-----	------

1	全日制	藤岡中央	普通科等	4	✓
2	全日制	藤岡北	農業系学科	3	
3	全日制	藤岡工業	工業系学科	3	
4	全日制	万場	普通科	2	
5	全日制	富岡	普通科	6	
6	全日制	富岡実業	農業系学科 工業系学科	3	
7	全日制	下仁田	普通科	2	
8	定時制	藤岡中央	普通科	1	✓
9	定時制	富岡	普通科	1	

(5) 沼田・利根地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	641	553	484	400
増減(令和3年3月比)	—	△88 (△13.7%)	△157 (△24.4%)	△241 (△37.5%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	沼田	普通科	4	
2	全日制	沼田女子	普通科	3	✓
3	全日制	尾瀬	普通科	2	
4	全日制	利根実業	農業系学科 工業系学科	3	
5	全日制	学校組合立 利根商業	普通科等	4	(注)
6	定時制	沼田	普通科	1	

(注) 組合立のため往査選定対象からは除いている。

(6) 渋川・吾妻地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月

中学校卒業見込者数	1,304	1,265	1,152	933
増減(令和3年3月比)	—	△39 (△2.9%)	△152 (△11.6%)	△371 (△28.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	渋川	普通科	5	
2	全日制	渋川女子	普通科	5	
3	全日制	渋川青翠	総合学科	4	
4	全日制	渋川工業	工業系学科	4	
5	全日制	吾妻中央	普通科等	5	✓
6	全日制	長野原	普通科	2	
7	全日制	嬭恋	普通科	2	
8	定時制	渋川工業	工業技術科	1	

(7) 太田・館林・邑楽地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	3,698	3,738	3,221	2,696
増減(令和3年3月比)	—	+40 (+1.0%)	△477 (△12.8%)	△1,002 (△27.0%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	太田	普通科	7	✓
2	全日制	太田東	普通科	6	
3	全日制	太田女子	普通科	6	
4	全日制	新田暁	総合学科	4	
5	全日制	太田工業	工業系学科	4	
6	全日制	館林	普通科	5	
7	全日制	館林女子	普通科	5	
8	全日制	板倉	普通科	2	
9	全日制	館林商工	工業系学科 商業系学科	4	

10	全日制	西邑楽	普通科等	5	
11	全日制	大泉	普通科等	4	
12	全日制	太田市立太田	普通科等	7	(注)
13	定時制	太田フレックス	普通科	6	✓
14	通信制	太田フレックス	普通科	—	✓

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

### (8) 桐生・みどり地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	1,275	1,135	1,000	795
増減(令和3年3月比)	—	△140 (△10.9%)	△275 (△21.5%)	△480 (△37.6%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	桐生	普通科等	8	✓
2	全日制	桐生清桜	普通科	6	
3	全日制	桐生工業	工業系学科	4	
4	全日制	大間々	普通科	3	
5	全日制	桐生市立商業	商業科	6	(注)
6	定時制	桐生工業	工業技術科	1	
7	定時制	桐生市立商業	商業科	1	(注)
8	通信制	桐生	普通科	—	✓

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

### 県内の公立高等学校等の就学支援金の状況

平成26年度から開始された就学支援金制度の状況(県全体)は以下の通りである。

令和5年3月31日時点

	人数
①在籍生徒数	36,743
②支給生徒数	31,329
③支給率(②/①)	85.3%

(参考) 私立学校 (高等学校) の就学支援金

令和4年度

	人数
①在籍生徒数	12,289
②支給生徒数※	10,977
③支給率 (②/①)	89.3%

※私立高校については保護者等の収入に応じて加算額が決められているが上記支給生徒数は加算額のある生徒、加算額のない生徒の両方を含めた人数である。

## 2. 往査した県立高等学校等（全13校）の監査結果及び意見

### ■ 1. 前橋高等学校

#### 1. 概要

##### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月	明治11年9月
2	所在地	前橋市下沖町321番地1
3	校訓	「質実剛健・気宇雄大」 誠実さと大きな器量を備える人物を育てる
4	教育目標	教育基本法及び学校教育法に示された「教育の目的」を実現するために、その「目標」の達成を目指すとともに、本校の校訓を尊重し、特に次の5項目を目標とする。 （1）理想を追求し、未来を切り拓くために、着実に努力する姿勢を育む。 （2）知識を充実させ、思考力、判断力、表現力を伸ばす。 （3）個人の価値を自覚し、自然や文化を尊重する豊かな心を育む。 （4）スポーツを愛好し、心身の健康の保持増進に努める姿勢を育む。 （5）個性や能力を伸ばすために、自らを律する生活態度を育む。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 281名 2学年 7学級 278名 3学年 7学級 270名 合計 21学級 829名
6	教職員数	60名
7	特色	文武両道を目指す伝統の男子校である。 教育方針は「三兎を追え」であり、学習、部活動、行事、全てにおける成功を目指している。 平成31年4月に文部科学省から5年間の「スーパーサイエンスハイスクール」の指定を受けている。
8	学校で把握して	生徒の学習環境の整備



	いる課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	授業や部活動における安全確保及び衛生環境の改善等 施設・設備の改善 (特に空調設備未設置の特別教室、体育館、設置後15年を超えた普通教室の更新、老朽化している体育館やグラウンドの整備、トイレの洋式化(洋式化率は60%程度)、未使用のプールの廃棄等)
--	-------------------------	--

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は90%以上である。	A	A	
		② 「探究基礎」(1年)、「科学探究Ⅰ」「探究総合」(2年)、「科学探究Ⅱ」(3年)における活動を通じて自らテーマを見つけ、解決していく探究力が身についたと感じる生徒が80%以上である。	A	A	
		③ 「イノベータ講演会」が探究活動の充実や活動意欲の向上に役立っていると感じる生徒が80%以上である。	A	A	
		④ Oxbridge研修やその報告会およびその他のグローバル教育に関する活動を通じて、グローバル社会での生き方や異文	B	A	

		化に対する理解が進んだ生徒が80%以上である。(1・2年のみ)			
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑤ 工夫された授業が展開されており、授業に80%以上の生徒が満足している。	A	A	
		⑥ 英語や数学などの教科で行っている少人数授業や習熟度別授業に90%以上の生徒が満足している。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 生徒自ら考え、発表するなど、主体的な活動を行う生徒が80%以上である。	B	B	
		⑧ 生徒が主体的に授業に取り組めるような授業改善のための研修会を各学年で年に2回以上と教科でも実施している	B	A	
		⑨ 「土曜AL」の活動に参加し、主体的な学習に取り組もうとした生徒が70%以上である。(1・2年のみ)	B	A	
		⑩ 英語等によるコミュニケーション能力が向上していると感じる生徒が80%以上である。	B	B	
		⑪ 各教科・科目で「探究的な学び」を取り入れた授業を行い、学習内容がより深く理解できたと感じる生徒が80%以上である。	A	A	

	4 基礎・基本の定着を図る指導が充実していますか。	⑫ 平均家庭学習時間を1・2年で3.0時間、3年で4.5時間以上確保して、予習と復習に努めている。	B	B	
		⑬ 学校内での朝学習や放課後の自習室利用など、校内での主体的な学習に取り組む生徒が70%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	5 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑭ 学年会議・生徒指導部会議・教育相談係会議において、生徒に関する情報交換を月に2回以上行っている。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑮ 遅刻をする生徒が、全校平均で1日あたり10名以下である。また、欠席率は1%以内(3年生は2%以内)である。	A	A	
		⑯ 学校全体で、挨拶運動や規律遵守に取り組んでいる。	A	A	
	7 生徒が自主的に活発な活動をしていますか。	⑰ 部活動に実人数で95%以上の生徒が加入している。また、関東大会以上に出場の部活動5つ以上を目指す。	B	B	
		⑱ 部活動が生徒の主体性を生かし、メリハリのある活動の中で充実していると感じている生徒が90%以上である。	A	A	
		⑲ 部活動に取り組む生徒のう	A	A	

		ち、文武両道を実践していると感じている生徒が70%以上である。			
		⑳ 定期戦及び優曇華をはじめとした学校行事の内容の充実を図り、自主的・主体的に取り組めた生徒が80%以上である	A	A	
	8 生徒主体のいじめ防止活動に積極的に取り組んでいますか。	㉑ 本校の「スマホ利用ルール」を理解し、それに従った生活ができている生徒が80%以上である。	B	A	
		㉒ 学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていると考えている生徒が90%以上である。	B	A	
	9 読書指導が行われていますか。	㉓ 学校図書館の貸出冊数が7,000冊を超えている。	B	B	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	10 計画的な指導を行っていますか。	㉔ 進路に関する LHR を各学年で年に10回以上実施し、80%以上の生徒が進路選択の参考になると認識している。	A	A	
		㉕ 「前高ジャーナル」、「進路概況」や「進学の手引」を、80%以上の生徒が役に立つと認識している。	A	A	
		㉖ 大学・企業・研究所研修、インターンシップ等のキャリア教育行事に満足している生徒が	A	A	

		80%以上である。			
	11 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑳ 早朝補習や長期休業中の補習授業が、進路希望の実現に役立っていると感じている生徒が80%以上である。	A	A	
		㉑ 夏季休業中の学習合宿に参加した生徒のうち、学習合宿が進路希望の実現に役立っていると感じている生徒が90%以上である。	A	A	
		㉒ 生徒のより高い進路目標の実現を目指し、生徒の大学合格率が80%以上、大学進学率が70%以上である。	—	—	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	12 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	㉓ 「前高 Web page」の内容について、満足している保護者が90%以上である。	A	A	
		㉔ 学校通信「前高通信」などによる学校からの情報提供に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
	13 家庭、地域社会の教育力を活用していますか。	㉕ 保護者や地域社会の人を講師とした講演会などを年に2回以上実施している。	A	A	
	14 生徒の安	㉖ 規範意識と危険回避能力を高	A	A	

	全意識向上の取り組みを行っていますか。	める指導を行い、自転車事故15件以下を目指して指導する。			
		③④ 安心・安全な自転車利用のためには、自転車保険の加入やヘルメット着用が必要であると自覚している生徒が90%以上である。	A	A	
	15 環境面で生徒の安全が確保されていますか。	③⑤ 災害発生時に適切な行動をとることができるかと自覚している生徒が90%以上である。	A	A	
VI学校における生徒の健康・安全に努めていますか。	16 保健面で生徒の健康が確保されていますか。	③⑥ 健康面で安心感があると、80%以上の生徒が回答している。	B	A	
VII教育のデジタル化に努めていますか。	17ICT を活用した指導を行っていますか。	③⑦ 授業等で ICT を活用した指導を行っている教員が80%以上である。	A	A	
	18ICT を活用した業務改善を行っていますか。	③⑧ ICT を活用することで、分掌業務等の改善を進めている教員が80%以上である	A	A	

評価対象が I ～VII、評価項目は 18、学校独自での具体的な指標は全部で 38 項目ある。

38 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 26 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 6 項目、いずれも B 評価が 5 項目、未実施が 1 項目となっている。なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

なお、他の県立高校（安中総合学園高等学校）では「どちらともいえない」の選択肢を設けている。

### （3）私費会計（学校徴収金）について

前橋高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA (内 積立金残高)	2,851,417 (1,650,000)
2	部活動後援会 (内 積立金残高)	3,618,327 (2,000,000)
3	蛟龍館	608,366
4	生徒会	496,374
5	学力向上支援委員会 (内 積立金残高)	5,679,269 (2,500,000)
6	学年費（1学年）	3,041,826
7	学年費（2学年）	3,057,338
8	学年費（3学年）	0
9	進路指導費	760,711
	合計 (内 積立金残高)	20,113,628 (6,150,000)

私費会計の種類は9口で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

前橋高校として独自性の高い会計としては【3. 蛟龍館】、【5. 学力向上支援委員会】

がある。前者は昭和 55 年に構築された 1 階が学生食堂、2 階が自習室、3 階が文化部等の活動室として使用されている建物の修繕・清掃費であり、後者は生徒の学力向上のための経費（補習指導費、資料作成費等）である。

また、各会計の帳簿等については原則として平成 21 年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和 4 年度会計報告書（令和 5 年 3 月 31 日）の残高について通帳と突合した結果全てにおいて一致していた。

#### （４）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和 4 年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1 週間あたり 38 時間 45 分、1 日あたり 7 時間 45 分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1 か月あたりの在校等時間が 200 時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1 か月の在校等時間が 300 時間を大きく超える月のある職員も複数存在していた。



2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	33	56.9%	12	20.7%	6	13.8%	53	91.4%	2	3.4%	2	3.4%	1	1.7%	5	8.6%	58	43:32
5月	32	55.2%	8	13.8%	9	15.5%	49	84.5%	3	5.2%	5	8.6%	1	1.7%	9	15.5%	58	50:07
6月	28	48.3%	10	17.2%	13	22.4%	51	87.9%	5	8.6%	1	1.7%	1	1.7%	7	12.1%	58	49:49
7月	31	53.4%	12	20.7%	8	13.8%	51	87.9%	2	3.4%	3	5.2%	2	3.4%	7	12.1%	58	47:25
8月	48	82.8%	8	13.8%	1	1.7%	57	98.3%			1	1.7%			1	1.7%	58	24:46
9月	34	58.6%	9	15.5%	9	15.5%	52	89.7%	5	8.6%			1	1.7%	6	10.3%	58	43:56
10月	31	53.4%	9	15.5%	12	20.7%	52	89.7%	4	6.9%	2	3.4%			6	10.3%	58	44:46
11月	41	70.7%	6	10.3%	6	10.3%	53	91.4%	5	8.6%					5	8.6%	58	36:35
12月	41	70.7%	7	12.1%	6	10.3%	54	93.1%	3	5.2%	1	1.7%			4	6.9%	58	36:36
1月	37	63.8%	8	13.8%	9	15.5%	54	93.1%	4	6.9%					4	6.9%	58	39:54
2月	49	84.5%	4	6.9%	4	6.9%	57	98.3%	1	1.7%					1	1.7%	58	27:28
3月	37	63.8%	11	19.0%	7	12.1%	55	94.8%	2	3.4%	1	1.7%			3	5.2%	58	36:55
	実人数																16	27.6%

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。

#### ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.0日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	1人
2日	1人
3日	0人
4日	2人
5日	0人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校経由で提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が兼業を許可するという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立前橋高等学校 PTA 学力向上支援事業委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休化施設の有無

学校全体が、老朽化しており、現在管理教室棟を改修工事中である。しかし、管理教室棟より普通教室棟を優先して改修してほしいとの要望もあった。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 137 件、8,887,240 円の備品の不要処分を実施している。

監査人が「備品一覧」から任意に数件サンプリングを行い、現物を確認したところ、全て確認できた。

###### ・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、2 冊発見できない書籍があった。これは、現在、管理教室棟の工事に伴い、臨時に一部書庫等に移動してしまったことによる可能性が高いとの説明を受けた。

##### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料（令和 4 年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年 2 回申請が行われる（4 月に 1 年生、7 月に 1～3 年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは以下の通りである。

- ・教育委員会管理課より「申請書類様式」が学校宛に発送
- ・全生徒へ「申請書類様式」を配布
- ・生徒は申請の有無に関わらず、全員が「意向確認書類」を提出
- ・申請する世帯については「案内通知」を配布、該当世帯は申請
- ・教育委員会管理課より学校へ審査結果が届き、生徒へ配布

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	825	A
申請者	555	B
認定者(支給者)	488	C
支給率	59.2%	C/A

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・生徒からの申告、第三者からの情報提供、生徒の日常観察・面談・カウンセリング中高連絡会議、シグマ検査、悩み事に関するアンケート、いじめに関するアンケート、ネットパトロール等
- ・いじめを発見、また情報提供等で認知した場合は、詳細・正確な事実確認を行い、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に(いじめ防止対策委員会として)対応する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	4
令和4年度	5

いずれもいじめ防止対策委員会を開き、担任等の働きかけにより最小限に抑えることができているとの認識である。

## (9) ICT化について

生徒の欠席連絡に Google Forms を利用するなど、ICT化による業務の効率化が図られていた。

なお、同取組は、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言 R5」の中で「推奨する業務例」として挙げられているものでもある。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-①）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

#### (現状及び問題点)

同校は他の多くの県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①そう思う」「②ややそう思う」「③あまりそう思わない」「④そう思わない」の4つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質にもよるが選択肢が4つの場合には傾向として上から2番目を選ぶ傾向があるようにも思う。

#### (改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

### (2) 公費との明確な区分について（意見 23-①）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（体育館用パイプ椅子、食堂の消耗品や記念会館（蚊龍館）の修繕費など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計

の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	産業廃棄物収集運搬・処分業務	301,400	委託料
2	部室流し配管修繕	253,000	その他需用費
3	大学入試シリーズ(赤本)	522,995	その他需用費
	計	1,077,395	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	体育館用パイプ椅子	913,000	その他需用費
蛟龍館	食堂扉カギ等	432,955	その他需用費
〃	修繕費	249,238	その他需用費
	計	1,595,193	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分(ガイドライン)」(平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方として以下のように規定されている(概要)。

(1) 公費負担経費
ア 直接教育活動に係る経費
教科等の活動及び教科外の活動で、学校の共用または備品に係る経費、その他管理、指導に係る経費
イ 間接教育活動に係る経費
管理運営活動に係る経費
(2) 私費負担経費
ア 生徒個人の所有物に係る経費
イ 教育活動の成果物として、その教材・教具類、またはそれから発生する直接的利益が生徒個人に還元する経費
ウ 生徒会活動、部活動など生徒の自発的活動に係る経費
エ 課外講習、適正検査など、希望する生徒に対して実施する経費

オ その他生徒の利便増進を図るための経費

なお、具体的な経費の負担については同ガイドラインで例示的にも記載されている。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考ええる。

### (改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### (3) 県への報告資料への未記載の会計について (意見 24-①)

積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

### (現状及び問題点)

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

同資料の決算額の支出額の中には、積立金あるいは基金と称して支出額に含まれているものがあるが、管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、当該積立額及び積立残高については県への報告資料には記載されていない。

前橋高校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA	1, 201, 417	2, 851, 417	1, 650, 000
2	部活動後援会	1, 618, 327	3, 618, 327	2, 000, 000
5	学力向上支援委員会	3, 179, 269	5, 679, 269	2, 500, 000
	合計	5, 999, 013	12, 149, 013	6, 150, 000

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している積立金や基金等の繰入額を含めてしまうと実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金（徴収額）の把握も困難となる。

#### **（改善策）**

私費会計の網羅性の観点からは、積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

#### **（４）備品の管理について（意見 25-①）**

有姿除却になっているもの、台帳に記載があるが使用されていないものが散見された。廃棄費用がなく処理できないのはやむをえないが、有姿除却や使用していない備品は、各部屋に放置しておくのではなく、それが分かるようにしておくべきである。

#### **（現状及び問題点）**

有姿除却になっているもの（教育用コンピューター一式 H12 年度 6833 号）、台帳に記載があるが使用されていないもの（H24 年度購入 DELL デスクトップパソコン 4 台 H24-420, 421, 422, 542）があった。担当者に話を聞いたところ、廃棄に費用がかかり、その費用がないため、そのまま放置されているとのことである。

#### **（改善策）**

様々な部屋に埃をかぶったまま散在されていたことから、やむを得ず除却待ちになっている備品は 1 か所にまとめてその旨を記載した紙を貼るなど、担当者が人事異動で変わったとしても分かるようにしておくべきである。

#### **（５）蔵書点検について（意見 26-①）**

蔵書点検は毎年計画的に実施すべきである。

#### **（現状及び問題点）**

従来は、8 月に生徒と共に蔵書点検を実施していたが、最近は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していないとのことである。しかし、感染症については、令和 5 年 8 月では 5 類へ移行し経済活動も通常に戻っていたこと、管理教室棟の本格的な工事は 9 月開始であったことから、例年通り 8 月に実施することが望ましかったと考える。

### (改善策)

可能な限り、蔵書点検は毎年実施すべきである。蔵書の冊数も多く、毎年全てを実施するのは困難であれば、計画を立ててローテーションにより実施することが望ましい。

### (6) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-①)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が4名いた。

1年以内に5日間の年休を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。



## ■ 2. 前橋商業高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正9年4月 前橋市立商業学校創立
2	所在地	群馬県前橋市南町四丁目35番地1
3	校訓	至誠一貫
4	教育目標	社会連帯、国際理解の意識のもとに自己を見つめ、社会が要求する心身ともに健全にして、誠実、勤勉、明朗な経済人の育成を期する。
5	学科及び生徒数	商業科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 283名 2学年 7学級 270名 3学年 7学級 273名 合計 21学級 826名
6	教職員数	67名
7	特色	創立100年を超える伝統に裏打ちされた多くの進路先が用意されており、どのような進路にも対応できる。 全国商業高等学校協会主催の検定をはじめとして、実用英語技能検定や日商簿記検定など上位の検定にも積極的に挑戦し成果を残している。 多くの生徒が部活動に参加し、運動部、文化部共に実績を残している。また、関東大会や全国大会でも入賞するなどしている。 最新のPC室が5室あり、授業や部活動などで利用している。また、ICTスタジオが設置され、あらゆる場面で活用している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等への要望を含む)	・探究を軸とした授業改善（探究活動は現状3年次に行っているため、1年次から総合的な探究の時間の履修への変更を含め検討） ・地域連携（中学生の商業科不人気に伴う、志願者減に対応するため商業の学びの発信を続けていくことは重要） 教職員のいじめ問題の法的認識・生徒理解

		・学校生活のルール等合理性に欠ける決まり等を見直し整備していく
--	--	---------------------------------

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくり に努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 体験的学習による授業に生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		② 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 生徒の実態を踏まえた学習指導に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		④ 本校の資格取得指導の実施に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 決められた宿題や提出物を毎回提出できている生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑥ 学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が、80%以上である。	A	A	

Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑦ 生徒会活動が充実していると評価している生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑧ 部活動が充実していると評価している生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑨ 教育相談が利用しやすいと感じている生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑩ 登校時指導を毎月、組織的にしている。	A	-	
		⑪ 交通事故の発生件数が 20 件以下である。	A	-	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑫ いじめの発生防止に努め、いじめの解消率が 100%である。	A	-	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑬ 1 日平均遅刻者数が、5 人以下である。	A	-	
		⑭ 制服の着こなしや言葉遣い、あいさつがきちんとしている生徒が 90%以上である。	A	A	
		⑮ 問題行動で指導を受ける生徒	A	-	

		が、5人以下である。			
		⑩ 中途退学者が、在籍生徒数の0.5%以下である。	A	-	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑪ 学校から提供される進路情報が役立っていると評価する生徒が、80%以上である。	A	-	
		⑫ 進路関係の行事が役立っていると評価する生徒が、80%以上である。	A	-	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考え、その実現に向けて取り組んでいますか。	⑬ 生徒の将来の志望について理解している保護者が、80%以上である。	A	A	
		⑭ 学校の進路指導について理解している保護者が、80%以上である。	A	B	※
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑮ PTA 総会、学年保護者会等に積極的に参加している保護者が、80%以上である。	A	A	
		⑯ 学校の様子がよく分かると答えている保護者が 80%以上である。	A	B	※
VI 教育のデジタル化に	10 ICT を活用した指導	⑰ ICT を活用した指導に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	

努めていますか。	を行っていますか。			
	11ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑭ ICTを活用したアンケートに生徒、保護者の 80%以上が満足している。	A	A

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 24 項目ある。

24 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 14 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価がなし、いずれも B 評価はなし、未実施項目もなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 2 項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は 8 項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・進路指導に対して感謝を述べている保護者もいるが、不安・不満を持っている保護者も同数以上に見受けられる。
- ・校則に関する改善の意見（頭髪・防寒着等）が多くあった。
- ・学校の様子がうかがい知れない、連絡をメールでほしいという意見がある。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

前橋商業高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費 (他、積立金残高)	3, 229, 177 (1, 002, 021)
2	学校後援会費 (他、積立金残高)	16, 551, 756 (8, 335, 106)
3	同窓会費 (他、積立金残高)	1, 950, 417 (7, 500, 191)
4	生徒会費	862, 645
5	学年費・学級費	10, 713, 959

	合計	33,307,954
	(他、積立金残高)	(16,837,318)

私費会計の種類は5種類だが、口座数は学年費・学級費会計で学年ごとに分けて管理しているため7口座ある。

通帳は全て事務長が管理し、金庫にて保管している。

帳簿等のフォーマットは平成21年に群馬県公立学校事務委員会が統一的に作成したものを使用(エクセルのマクロを組み込んだもの)一部の私費会計ではフォーマット未使用の会計もあり。

私費会計の令和4年度会計報告書(令和5年3月31日)の残高について通帳と突合を実施した結果、一致を確認した。

各会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

#### (4) 労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して(各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理)、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間(1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分)を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校の教職員について、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として20名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	34	57.6%	11	18.6%	6	10.2%	51	86.4%	8	13.6%					8	13.6%	59	39:19
5月	31	52.5%	9	15.3%	14	23.7%	54	91.5%	5	8.5%					5	8.5%	59	43:51
6月	31	52.5%	8	13.6%	18	30.5%	57	96.6%	1	1.7%	1	1.7%			2	3.4%	59	46:09
7月	39	66.1%	8	13.6%	8	13.6%	55	93.2%	3	5.1%	1	1.7%			4	6.8%	59	34:48
8月	56	94.9%	1	1.7%	2	3.4%	59	100.0%									59	13:39
9月	33	55.9%	9	15.3%	13	22.0%	55	93.2%	3	5.1%			1	1.7%	4	6.8%	59	43:01
10月	35	59.3%	8	13.6%	10	16.9%	53	89.8%	4	6.8%	2	3.4%			6	10.2%	59	42:12
11月	35	59.3%	15	25.4%	7	11.9%	57	96.6%	2	3.4%					2	3.4%	59	36:38
12月	44	74.6%	8	13.6%	7	11.9%	59	100.0%									59	30:55
1月	43	72.9%	6	10.2%	10	16.9%	59	100.0%									59	33:00
2月	52	88.1%	4	6.8%	3	5.1%	59	100.0%									59	24:46
3月	43	72.9%	5	8.5%	9	15.3%	57	96.6%	1	1.7%	1	1.7%			2	3.4%	59	32:29
実人数															19	32.2%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。当該教員に産業医等との面談を勧め、1名が面談を希望している。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.2日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が6名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	2人
4日	1人
5日	3人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長

宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、同校において兼業への従事をしている教職員は存在しなかった。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

第一体育館(平成4年建築)の全面的な改修を希望している(エアコンがない、トイレの老朽化、照明が古い等)。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は3件、4円の備品の不要処分を実施している。

「備品一覧」から任意にサンプリングを行い実在性を確認したが特段問題はなかった。

###### ・図書について

図書原簿から任意に数件サンプリングを行い実在性を確認したが特段問題はなかった。

蔵書点検が年に1回、1名で行っている(図書部の手伝い等はない)。

前橋東商業高校時代の古い図書が書庫にしまっており、廃棄するか検討している。

##### ③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

なお、商業高校なので使用頻度は少ない。

購入及び使用の都度、残量はパソコンで管理している。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料(令和4年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、



7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	819	A
申請者	718	B
認定者(支給者)	674	C
支給率	82.3%	C/A

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開するとともに、保護者会にて説明を実施している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・教職員が、いじめが行われている現場を見た場合に把握、毎週教職員間で周知。
- ・生徒か保護者から、いじめの報告や相談を受けた場合に把握。
- ・生活アンケートや面談による把握(生活アンケートは年間6回)

また、外部(児童相談所)から連絡を受けて把握するケースもある。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	2
令和3年度	2
令和4年度	2

いずれもクラス内や部活動内でのからかい等(SNS関連を含む)であるが全て年度内で解消している。なお、直近の令和5年度では11月現在で6件と増加傾向にある。

#### (9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・授業評価アンケートのデジタル化
- ・朝会掲示板のデジタル化
- ・Google Drive 活用による紙の削減
- ・Google Classroom 活用による生徒への連絡方法の確立
- ・端末利用による行事のオンライン配信(始業式等)

- ・「ぐんまスクールネット」活用による欠席連絡のデジタル化
- ・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）公費との明確な区分について（意見 23-②）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（第一体育館交換用ハロゲンランプ、体育館用ジェットヒーター修繕など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### （現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館雑費	106,685	その他需用費
2	小便器バルブ等交換修繕	344,300	その他需用費
3	生徒用椅子	484,000	その他需用費
4	コートローラー修理	107,470	その他需用費
5	体育館卓球場床ウレタン塗装修繕	237,946	その他需用費
	計	1,280,401	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	選抜試験用生徒用机天板	48,400	その他需用費
学校後援会	商業科準備室印刷機インク	29,700	その他需用費
〃	学校バスベルト不良修繕	21,549	その他需用費
〃	体育館壁コンセント修理他	64,900	その他需用費
〃	第一体育館交換用ハロゲン	87,450	その他需用費

	ランプ		
〃	第一体育館ギャラリーカーテンレール交換工事	66,000	その他需用費
〃	体育館用ジェットヒーター修繕	77,440	その他需用費
〃	屋外サーモスタット水栓交換修理	39,600	その他需用費
〃	屋外男子トイレ小便器バルブ交換修理	26,400	その他需用費
〃	第一体育館水銀灯ランプ交換工事	77,000	その他需用費
	計	538,439	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成 22 年 3 月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

#### （改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### （2）薬品の管理について（意見 28-①）

薬品を定期的に点検し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。

#### （現状及び問題点）

薬品の管理が 1 名で行われている。また、定期的に点検を行っているとのことだが、その記録がない。

#### （改善策）

薬品管理簿の様式を再考の上、定期的（年度末など）に薬品の管理状況や数量等を点検し、校長等に報告する必要がある。

### (3) 産業医等による面談の促進について (意見 29-①)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ30通の通知が7名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

#### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-②)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮の

ための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も6名存在していた。

1年以内に5日間の年休を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

#### **(改善策)**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### ■ 3. 伊勢崎工業高等学校

#### 1. 概要

##### (1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治19年9月 伊勢崎織物業組合立染織講習所開所 明治43年4月 群馬県立工業学校として開校 昭和9年4月 群馬県立伊勢崎工業学校と改称
2	所在地	伊勢崎市中央町3番8号
3	校訓	—
4	教育目標	生徒の人格の確立と個性の伸長に努め、豊かな人間性を培い、これからの時代を生きぬく実践力と責任感を備える人材を育成する。
5	学科及び生徒数	工業系学科（定員は各学年200名） 1学年 5学級 187名 2学年 5学級 189名 3学年 5学級 191名 合計 15学級 567名
6	教職員数	67名
7	特色	県内で最初に設立された工業高校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎学力の向上に向け、特に英語・数学の基礎力の定着を目指し、教育課程の見直しや普通科目と工業科目との横断的な指導を進める。</li> <li>・工業高校の特色を生かした取り組み（地域イベントへの参加等）を推進し、本校の魅力を外部に発信することで地域に愛される学校づくりを目指す。</li> <li>・産業界への発展に寄与できる実践力を備えた人材を育成するため、専門科目の教育内容についての改善を図る。特に「実習」など実践的な教育内容の改善充実を力を入れる。</li> <li>・生徒自らが進路希望の実現に向け努力が継続できるような環境作りと進路指導体制の改善を図り、地域を担う人材を育成する。</li> <li>・キャリア教育の充実のため、インターンシップや企業と</li> </ul>

		<p>の連携、大学との連携を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の学習環境の改善に向け、老朽化した施設設備の改修や更新、特別教室へのエアコン設置等の要望を継続的に行う（現状5割程度であるトイレの洋式化も含む）。</li> </ul>
--	--	--

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	昭和18年4月1日
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	—
4	教育目標	全日制と同じ
5	学科及び生徒数	<p>工業技術科</p> <p>1学年 1学級 23名</p> <p>2学年 1学級 19名</p> <p>3学年 1学級 17名</p> <p>4学年 1学級 16名</p> <p>合計 4学級 75名</p>
6	教職員数	15名
7	特色	各学年1学級（定員40名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、就職する生徒の方が多いが、約半数が大学や専門学校等へ進学をする年度もある。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	全日制と同じ

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 各教育活動に満足している生徒が70%以上である。	A	A	
		② 「自分の学校が好きだ」と感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
	2 資格取得指導や検定試験指導を行っていますか。	③ 年間を通じて1つ以上の資格取得にチャレンジし、90%以上の生徒が1つ以上の資格を取得している。	B	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	3 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 生徒の実態を踏まえ、到達度に応じた学習指導を実施し、学習に対する達成感・満足感をもっている生徒が70%以上である。	A	A	
		4 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 学習内容の定着を図り、家庭での毎日の学習習慣を定着させ、家庭学習に取り組む生徒が70%以上である。	B	B
		⑥ 学力の向上を実感している生徒が70%以上である。	B	A	
	5 生徒の主體的な学びを引き出す「総合的な	⑦ 一連の学習活動（課題設定、調査・研究、まとめ、発表等）に主体的に取り組んだと自己評価している生徒が70%以上で	A	A	



	探求の時間」(課題研究)を行っていますか。	ある。			
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	6 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 職員会議や学年会議、科会議等諸会議において、生徒に関する情報交換を月に3回程度行っている。	A	A	
		⑨ 職員、来校者、生徒同士にあいさつのできる生徒が80%以上である。	A	A	
		⑩ 月1回以上、校内の安全点検を実施し、環境の整備に努めている。	A	A	
		⑪ 生徒の情報収集や共有する機会を毎月作り、いじめ防止対策委員会を各学期に1回以上行っている。	A	A	
	7 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑫ 家庭との連携を図りながら、生徒の欠席・遅刻をしないよう指導し全校で1日当たりの欠席者を6名以下、遅刻を10名以下にする。	B	A	
		⑬ 規範意識を持っている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取	⑭ いじめ防止を理解している生徒が70%以上である。	A	A	

	組を積極的に行っていますか。				
		⑮ いじめ防止活動に取り組んでいる生徒が70%以上である。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	9 計画的な指導を行っていますか。	⑯ 進路実現に積極的に取り組む生徒が70%以上である。	A	A	
		⑰ 進路ガイダンス関連行事を年4回以上実施する。	A	A	
		⑱ 進路に関する知識や意識を有する保護者が70%以上である。	A	B	※
		⑲ 学校からの進路に関する配布物に目を通している保護者が70%以上である。	B	B	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑳ 90%以上の3年生が、就職を希望する事業所を事前に訪問し、情報を収集している。	A	A	
		㉑ 自分の適性を理解している生徒が80%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	㉒ 学校の教育活動を人々に理解してもらうために「学校公開」を年3回実施している。	A	A	

	いますか。				
		㉓ 各工業科の特色を生かした取り組み、地域の小・中学校に対する広報活動、新聞を活用した広報活動を10回以上行う。	B	B	
		㉔ 「学校の様子がよく分かる」と、保護者の70%以上が答えている。	B	B	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	12ICTを活用した指導を行っていますか。	㉕ ICTを活用した授業に生徒の70%以上が満足している。	A	A	
	13ICTを活用した業務改善を行っていますか。	㉖ ICTを活用した通知に生徒・保護者の70%以上が満足している。	A	A	

評価対象がI～VI、評価項目は13、学校独自の具体的な指標は全部で26項目ある。26項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が18項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価が3項目、いずれもB評価が4項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は1項目（※参照）、全ての項目で外部評価も実施されている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

(3) 私費会計（学校徴収金）について

伊勢崎工業高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA (内 積立金残高)	2,640,315 (2,284,655)
2	教育活動振興費 (内 積立金残高)	1,460,678 (241,761)
3	同窓会費 (内 積立金残高)	7,511,945 (5,425,194)
4	学校後援会 (内 積立金残高)	3,999,644 (3,500,025)
5	生徒会	47,033
6	伊工文化祭	903,524
7	学年費（1学年）	80,441
8	学年費（2学年）	114,931
9	学年費（3学年）	0
10	実習費	165,116
11	旅行費	1,211,546
	合計 (内 積立金残高)	18,135,173 (11,451,635)

【定時制】

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	生徒会	370,347
2	学年費（1学年）	80,441
3	学年費（2学年）	114,931
4	学年費（3学年）	96,059
5	学年費（4学年）	0
	合計	661,778

【合計】

合計	18,796,951
(内 積立金残高)	(11,451,635)

私費会計の種類は全日制が12種類、口座数は各会計で積立金がある場合には積立金、学年費、旅行費、実習費は学年あるいは科で設定されているケースもあり23口座ある。定時制の会計は4種類で口座数も同数である。預金通帳全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者を決めているが管理表（一覧表等）は作成されていない。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

伊勢崎工業高校として独自性の高い会計としては【4. 学校後援会】がある。教育活動の助成として全国大会へ出場した際の部活動の補助や教育環境整備として体育館のカーテン交換の費用であるが、一部を将来のマイクロバスの取得（買替え）のための積立金を計上している。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

#### （4）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員及びパソコン等のシステム対応などで、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は全日

制のみ、実人数として5名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	52	78.8%	8	12.1%	5	7.6%	65	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	66	26:10	
5月	51	77.3%	6	9.1%	7	10.6%	64	97.0%	2	3.0%					2	3.0%	66	27:45	
6月	54	81.8%	6	9.1%	3	4.5%	63	95.5%	2	3.0%	1	1.5%			3	4.5%	66	29:26	
7月	56	84.8%	5	7.6%	3	4.5%	64	97.0%	2	3.0%					2	3.0%	66	25:11	
8月	63	95.5%	3	4.5%			66	100.0%									66	9:12	
9月	53	80.3%	10	15.2%	2	3.0%	65	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	66	27:10	
10月	48	72.7%	10	15.2%	8	12.1%	66	100.0%									66	30:35	
11月	55	83.3%	8	12.1%	3	4.5%	66	100.0%									66	24:36	
12月	63	95.5%	3	4.5%			66	100.0%									66	16:06	
1月	58	87.9%	8	12.1%			66	100.0%									66	19:31	
2月	65	98.5%	1	1.5%			66	100.0%									66	14:42	
3月	59	89.4%	4	6.1%	2	3.0%	65	98.5%			1	1.5%			1	1.5%	66	18:44	
															実人数	5	7.6%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨しており、2名が面談を実施した。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.3日で、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者は存在しなかった。

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として、個人申請は環境審議委員1名、児童文化センターの講師1名、水泳連盟理事及びマネジメントコーチ1名、技能試験判定員1名、PTAを使用者とする兼業は、ボクシング指導者1名となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

トイレは洋式化が進んでいるものの、特別教室の空調整備ははまだ解決されていない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は7月に67件、10,061,797円の不用処分を実施した。

「備品一覧」から任意にサンプリングを行い実在性を確認した。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

蔵書点検は、年1回、1月～2月に実施しているとのこと。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	564	A
申請者	542	B
認定者（支給者）	529	C

支給率	93.7%	C/A
-----	-------	-----

【定時制】	人数	
全生徒	72	A
申請者	69	B
認定者（支給者）	69	C
支給率	95.8%	C/A

(8) いじめ対策について

・学校として「いじめ防止のための基本方針」「いじめ防止プログラム」「伊工いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・いじめアンケートを年3回実施。その他生活アンケートでもスクリーニングを実施。
- ・いじめの訴えがあったときは速やかに関係者でいじめ防止対策委員会を開き、対応について検討。保護者へ連絡。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【全日制】	認知件数
令和2年度	5
令和3年度	6
令和4年度	18

令和3年度までは、生徒から上がってきた内容について、協議し精査した内容についてのみ認知件数としていたが、令和4年度より、生徒から上がってきた内容の全てを認知件数としたため増加した。

【定時制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	1

(9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・アンケートフォームの活用（Google Forms による出欠連絡、保護者アンケート）
- ・デジタル採点システム（テストのデジタル化）
- ・会議資料のペーパーレス化



## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 公費との明確な区分について（意見 23-③）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（網戸設置工事、体育館電灯修繕、トイレ修繕、体育館暗幕取り付け工事、生徒検診用器具レンタル代など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	網戸設置工事、体育館電灯修繕、 トイレ修繕、体育館暗幕取り付 け工事	1,286,784	その他需用費
2	備品修繕（楽器、芝刈り機）	152,834	その他需用費
	計	1,439,618	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	生徒検診用器具レンタル 代	233,057	使用料
学校後援会	第2グラウンド整備用黒 土	198,000	その他需用費
	計	431,057	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬

県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であるとする。

#### (改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (2) 備品整理票について (意見 25-②)

備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。

#### (現状及び問題点)

備品一覧表から任意に抽出して、備品の現物を確認したところ、備品番号 H11-100157 天気図黒板に備品整理票が貼られていなかった。古くて剥がれてしまった可能性もあることから、再度貼付しなければならない。

#### (改善策)

備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。

#### (3) 薬品の管理について (指摘 3-①)

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度でもよいので、棚卸は全部の薬品を一斉に実施すべきである。

#### (現状及び問題点)

薬品庫の施錠はされているものの、薬品の持ち出しに関して管理簿を作成しておらず、いつ誰が持ち出して、どの程度使用したのか分からない。また、瓶が3本あっても3本とも開封済みであることも多く、合計の重さと本数しか記載がない他、合計の重さも開封して使用しているにも関わらず、使用していない重さが記載されているものが散見された。

また、棚卸を年に2回実施しているが、4名の担当者がそれぞれ別の日に実施していた。

### (改善策)

劇物も含まれていることから、管理簿には、使用した日付、担当者、使用した量を1本ずつ記載すべきである。

また、棚卸を実施する際には、異なる日に実施するのではなく、全ての薬品を一斉に棚卸することで、異なる棚に移動してある在庫のカウント漏れを防ぐ必要がある。

### (4) 産業医等による面談の促進について (意見 29-②)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ10通の通知が5名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は2名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

## ■ 4. 高崎女子高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治32年5月1日 群馬県高等女学校開校
2	所在地	高崎市稲荷町20番地
3	校訓	「向学叡智」常に真摯に学びに向かい、高い知性を持つ 「清楚品位」飾り気がなく清らかで気品にあふれる 「明朗闊達」明るく前向きで心が広い
4	教育目標	(1) 常に真摯に学びに向かい、高い知性を持ち、自ら考え、判断し、行動できる生徒を育成する。 (2) 飾り気がなく、清らかで気品にあふれる生徒を育成する。 (3) 明るく前向きで心が広い生徒を育成する。 (4) グローバル社会でリーダーとして活躍できる生徒を育成する。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 283名 2学年 7学級 276名 3学年 7学級 273名 合計 21学級 832名
6	教職員数	58名
7	特色	群馬県高等女学校として県下で最初に設立された女子教育機関で、創立124年を迎える歴史ある高等学校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・観点別評価の効果的な活用方法 「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を4:3:3とし、観点別評価と5段階評価の対応表は学校で統一しているが、それ以外については教科に任せている（新しい評価方法であり評価が難しい）。 ・「主体的、対話的で深い学び」のための授業改善 ペアワーク等は実施されているが、受験対策との両立のため講義形式の授業が多く実施されている。 ・「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成するための

		教育課程の工夫 一つの方策としてマイタイムを通して「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成することを検討
--	--	--

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育プログラム等により、高女に魅力を感じていますか。	① 高女が好きだと感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
	2 科学的探究活動やグローバル人材育成活動に取り組んでいますか。	② 学校で実施する各種研修やプログラムに満足している生徒の割合が80%以上である。	B	B	
	3 外部機関との連携による教育活動の活性化を行っていますか。	③ 各種講演会や、大学や研究機関、企業を訪問する学習活動の取り組みに満足している生徒が80%以上である。	A	—	
II 生徒の意欲的な学習	4 主体的・対話的な深	④ 協働して、または独自のテーマを設定して探究活動を進め	B	—	

活動について、適切な指導をしていますか。	い学びになる「探究的な学習の時間」(課題研究)を行っていますか。	ていると自己評価している生徒が80%以上である。			
	5 生徒は主体的・対話的な深い学びのもと、確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 授業に満足している生徒が、80%以上である。	A	A	
	6 学習内容の定着を図るため、自己が必要とする内容・分量で家庭学習に取り組んでいますか。	⑥ 家庭学習について、自らが必要とする内容・分量で取り組んでいると感じている生徒が80%以上である。	B	B	
	7 生徒に年間学習計画や考査範囲等を的確に示して、学習意欲を喚起していますか。	⑦ シラバスによって授業進度を理解し、学年通信や教科担当が発信する文書などで、試験範囲や学習のポイントを確認している生徒が80%以上である。	B	A	
Ⅲ 生徒の充	8 組織的・	⑧ 3日連続で欠席した生徒に適	A	—	

実した学校生活について適切な指導をしていますか。	継続的な指導を行っていますか。	切な対応を行い、関係者で情報を共有する。			
	9 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめ件数0をめざす。いじめに関しては、早期発見に努め、年3回以上のアンケートを実施する。	A	—	
	10 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 1日の全校生徒数における遅刻者の割合が、2%未満である。	A	—	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	11 計画的な指導を行っていますか。	⑪ 生徒に本校のキャリア教育の「椎樹プラン」を提示し、そのプランを活用している生徒が80%以上である。	B	A	
	12 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑫ 自己分析を行うとともに、自分の適性と進路を関連づけて能動的に取り組む生徒が80%以上である。	A	A	
	13 適切な進	⑬ 生徒の将来の希望について理	A	A	

	路情報を提供していますか。	解している保護者が80%以上である。			
V開かれた学校づくりに努めていますか。	14 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 録画した動画やオンライン配信等の手段も含め、複数回の授業公開を実施する。	B	—	
	15 中学校や地域との情報交換・連携を進めていますか。	⑮ 「学校評議員会」、「学校関係者評価委員会」を年2回実施する。また地元小・中学校との連携を深める。	A	—	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	16ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ 全ての教師が、ICT を活用した授業を実施する。	A	—	
	17ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑰ 各種会議においてクロームブックを活用し、ペーパーレス化を進める。	A	A	

評価対象が I ～VI、評価項目は 17、学校独自での具体的な指標は全部で 17 項目ある。17 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 5 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、いずれも B 評価が 2 項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし、自己評価に対して外部評価がない項目は 8 項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・部活動に関して、生徒・保護者・教員からも時間短縮を行うべきという意見が多く見受けられる。部活に時間を取られ、学習時間を確保出来ない生徒もいるよう。



- ・上記との関連か、自習室の開放時間を増やしてほしいという意見有り。
- ・生徒・保護者から、ウインドブレーカー着用許可とセーターの着用規則緩和等についての申し出有り。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

高崎女子高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA	1,735,534
2	部活動後援会	3,431,918
3	教育振興会	798,114
4	生徒会	1,383,926
5	学年費（1学年）	2,599,629
6	学年費（2学年）	3,589,291
7	学年費（3学年）	0
8	進路対策費	1,795,931
9	探究	319,836
	合計	15,654,179

私費会計の種類は9種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者を決めているが管理表（一覧表等）は作成されていない。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

高崎女子高校として独自性の高い会計としては【9. 探究】がある。内容はグローバルな人材を育てるための講義等を行う際の講師へ謝金等であるが、財源は各学年費等からの振り替えである。

また、各会計の帳簿等については全て平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）している。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導や教材研究に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校における教職員の勤務状況として、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数10名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	38	71.7%	3	5.7%	9	17.0%	50	94.3%	3	5.7%					3	5.7%	53	37:32
5月	29	54.7%	10	18.9%	9	17.0%	48	90.6%	4	7.5%	1	1.9%			5	9.4%	53	44:04
6月	29	54.7%	9	17.0%	15	28.3%	53	100.0%									53	43:49
7月	33	63.5%	8	15.4%	8	15.4%	49	94.2%	3	5.8%					3	5.8%	52	39:31
8月	49	92.5%	2	3.8%	2	3.8%	53	100.0%									53	20:14
9月	26	49.1%	9	17.0%	15	28.3%	50	94.3%	3	5.7%					3	5.7%	53	47:42
10月	32	60.4%	11	20.8%	8	15.1%	51	96.2%	1	1.9%	1	1.9%			2	3.8%	53	42:32
11月	34	64.2%	9	17.0%	9	17.0%	52	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	53	39:42
12月	36	67.9%	10	18.9%	7	13.2%	53	100.0%									53	37:29
1月	34	64.2%	12	22.6%	5	9.4%	51	96.2%	2	3.8%					2	3.8%	53	35:46
2月	47	88.7%	4	7.5%	2	3.8%	53	100.0%									53	24:05
3月	40	75.5%	8	15.1%	5	9.4%	53	100.0%									53	27:21
実人数															9	17.0%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされてお

り、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施するケースは少ないとのことである。

#### ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.6日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	1人
4日	1人
5日	2人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として、個別申請は審判員1名、数学講師1名、指導書等の原稿執筆2名、補導員1名、PTA進路委員会を使用者とする兼業は土曜講座講師27名、早朝課外講師30名、校外模擬試験監40名となっている。

なお、群馬県立高崎女子高等学校PTA進路委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

特になし。全てのトイレ(室)は和式と洋式となっており、和式のみのトイレ(室)はない。

特別教室のエアコンの整備はあまり進んでいない状況である。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

- ・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は1件、52,500円の備品の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、全て確認できたが、ベビーロックミシン、ふきん除菌庫、食器戸棚など、使用していないものが散見された。処分費用もないため、そのまま置いてある。

令和4年度にはリース契約による備品を3件3,325,417円を除却した。また、令和5年10月には11件1,070,424円を除却したほか、現物確認により使用していないことが分かったものについて、年度末に除却処理を予定している。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題なし。

蔵書点検は、令和3年度は実施したが、令和4年度は実施できず。今年度は2月に実施予定とのことである。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

薬品を使用する都度、「薬品使用履歴簿」に使用目的、使用者、使用前総重量、使用后総重量を記載する。ある程度まとまったら、担当教員がエクセルに入力して管理している。鍵も適切に施錠されていた。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
-------	----	--

全生徒	828	A
申請者	590	B
認定者（支給者）	498	C
支給率	60.1%	C/A

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」「いじめ防止プログラム」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・年3回悩みアンケートを実施し実態の把握につなげる。
- ・アンケートで悩みがあると回答した生徒には相談部（校内教員等で組織）が面談を行う
- ・学年会議の内容を踏まえ毎週の教育相談会議で情報共有
- ・適切な生徒観察を通して悩みが顕在化する前の生徒の困り感を早期に発見
- ・情報を確認し、迅速にいじめ防止対策委員会を開きその後の支援策を検討
- ・確認された事実をもとに生徒指導部と教育相談部が連携し対策を講じる
- ・被害生徒と加害生徒の両方をスクールカウンセラー等につなげ、心理的ケアや前向きな自己改善へ繋げる支援を実施

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	5
令和4年度	3

#### (9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・Google活用による生徒への連絡方法の確立及び課題提出
- ・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 私費会計の事業内容について（意見 30）

私費会計の事業内容について明確にすべきである。
-------------------------

### (現状及び問題点)

各会計で実施する事業内容について、生徒会、PTA、教育振興会には会則があるが、それ以外の会計では明文がない。特に、高女独自の「探究」という会計があるが、その費用は学年費からの振り替えにより行われていることから、保護者には何に使われているのか明らかにされていない。この他、教育振興会費から生徒会への助成も 420,000 円実施されており、私費会計の中で入り繰りが発生している。

私費会計でどのような事業を行うかはそれぞれ明確にすべきであり、一部の費用が足りないとの理由で安易に振り替えを行うべきではない。

### (改善策)

各私費会計で実施する事業内容を明文化し、その事業目的に合致した費用についてのみ支出することが望ましい。

### (2) 公費との明確な区分について (意見 23-④)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(特別教室等のカーテン・暗幕整備、体育館ネット更新工事、窓ガラス清掃など)、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金(諸会費)の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位：円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	窓ガラス清掃	240,277	委託料
〃	管理棟廊下・階段清掃	158,697	委託料
〃	体育館コンセント改修工事	111,100	その他需用費

〃	グラウンド整備用グリーン サンド	105,600	その他需用費
〃	椎樹館 アコーディオン カーテン整備	370,000	その他需用費
〃	コードレスバイク v67i	286,000	備品購入費
〃	網戸設置工事	203,060	工事請負費
〃	カーテン・暗幕整備	242,638	その他需用費
〃	体育館ネット更新工事	258,500	工事請負費
	計	1,975,872	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

#### （改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### （3）蔵書点検について（意見26-②）

蔵書点検は、毎年計画的に実施すべきである。
-----------------------

#### （現状及び問題点）

蔵書点検は、令和3年度は実施したが、令和4年度は実施できず。今年度は2月に実施予定とのことである。

#### （改善策）

蔵書の冊数も多く、毎年全てを実施するのは困難であれば、計画を立ててローテーションにより実施することが望ましい。

#### （4）産業医等による面談の促進について（意見29-③）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ19通の通知が9名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

#### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-③)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、



児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も4名存在していた。

1年以内に5日間の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### **(改善策)**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

## ■ 5. 安中総合学園高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成18年4月
2	所在地	安中市安中1-2-8
3	校訓	「軒昂な意気」 意気高く奮い立ち 自らの夢を追い求め 「深遠な叡智」 優れた知恵をはぐくみ 「個性の光輝」 心と技を磨き、輝け
4	教育目標	こころざしを常に高くもち、地域社会さらには国際社会で活躍できる人間を育てる。 —夢とこころざしをはぐくむ学園—
5	学科及び生徒数	総合学科（定員は各学年200名） 1学年 5学級 201名 2学年 5学級 188名 3学年 5学級 192名 合計 15学級 581名
6	教職員数	62名
7	特色	1年次は普通科の高校に近い時間割であり、2年次からは県内最多の8系列、11系から自分にぴったりの系列を選ぶことができる。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	「生徒」 小中学校時に不登校であった生徒や、非行傾向のある生徒、発達の障害を抱える生徒、精神的に不安定な生徒等、何らかの課題のある者も多く在籍しており、生徒個々の状況に応じたきめ細かな配慮が必要となっている。 「教育課程」 新学習指導要領で示された、育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「学びに向かう力、人間性等」、「思考力、判断力、表現力等」を育成するため、「社会に開かれた教育課程」の実現が必要である。本校に期待される社会的役割を踏まえ、高校入学予定者が減少していく中で、地域

		<p>や地元中学校、地元産業界などの意見も考慮しながら進めている。</p> <p>「将来構想」</p> <p>地元「安中」に根ざした信頼される学校</p> <p>多様な進路希望が実現できる学校</p> <p>社会の変化やニーズに柔軟に対応できる学校</p>
--	--	--

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成20年4月
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	全日制と同じ
4	教育目標	全日制と同じ
5	学科及び生徒数	<p>普通学科（定員は1学年40名）</p> <p>1学年 1学級 8名</p> <p>2学年 1学級 5名</p> <p>3学年 1学級 5名</p> <p>4学年 1学級 8名</p> <p>合計 4学級 26名</p>
6	教職員数	7名
7	特色	各学年1学級（定員40名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、大学や専門学校等の進学を希望する生徒もいる。
8	学校で把握している課題	全日制と同じ

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 選択した系列(選択科目群)の授業に生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		② 協働学習・学び合い学習に生徒の80%以上が満足している。	B	A	
		③ 総合的な探究の時間(総合研究)に、主体的に取り組んだと自己評価している生徒が80%以上である。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 授業規律を常に意識しながら、生徒一人一人の状況に応じた授業運営を行っているとして自己評価している教員が80%以上である。	A	A	
		⑤ 授業内容が理解できているとして自己評価している生徒が80%以上である。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 1、2学期の不振科目の総数が前年度比5%減である。	C	B	
		⑦ 技能審査の成果により単位認定を受けた生徒数が40人以上	-	-	

		である。			
		⑧ 学習に対して達成感・満足感を感じている生徒が 80%以上である。	B	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑨ 職員会議や学年会議において生徒に関する情報交換を月 4 回程度実施する。	B	B	
		⑩ 登校時による挨拶運動を週 3 回実施する。	A	A	
		⑪ 不登校（欠席 30 日以上）の生徒を昨年度から 10%以上の減少を目指す。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取り組みを積極的に行っていますか。	⑫ 職員の共通認識を研修等で深め、いじめに対し迅速な対応に努める。	A	A	
		⑬ 年 3 回の学校生活アンケートや二者面談等を実施し、いじめの早期発見に努める。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑭ 一日の平均遅刻率を 1%以下、平均欠席率を全校生徒の 2%以下とする。	A	A	
		⑮ 規則正しい生活を送るために、	B	A	

		適切な睡眠時間(7時間程度)の効果を教え、健康的な生活リズムを身に付けさせる。			
IV生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑩ 進路指導部から発信する進路情報に満足している生徒が80%以上である。	B	B	
		⑪ 進路関係の行事を有効であると考えている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑫ 将来の進路に向けて計画的に学習し、学習成果に満足できる生徒が80%以上である。	C	C	
		⑬ 進路実現が達成できた生徒が90%以上である。	A	A	
V開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 学校からのメールや配布物、ホームページの閲覧等を通じて、保護者の70%以上が学校の様子を理解している。	A	A	
		⑮ 生徒の活動が、地域に貢献していると、保護者の70%以上が答えている。	A	A	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ 授業等で ICT 機器を活用していると実感している生徒が70%以上である。	A	A	

すか。	ますか。			
	11ICT を活用した業務改善を行っていますか。	③ ICT機器を活用し従来行っていたアンケート集計や各種調査の半数以上を Google Forms などに置き換える	A	A

評価対象が I～VI、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 23 項目ある。

全 23 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 15 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、いずれも B 評価が 3 項目、いずれも C 評価が 1 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 1 項目、未実施が 1 項目となっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目及び、外部評価がない項目はない。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・生徒（1・2年生中心）からは、挨拶等の基本的なことをしっかりすべきという意見が多数あり。

- ・保護者からは、教員の教育・子供に対する熱量に関する苦言が見受けられる。

- ・気づいている教員もいるが、教員間でも熱量に差があるように感じる。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

安中総合学園高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA	1, 817, 942
2	学校後援会	2, 026, 118
3	生徒会	1, 796, 173
4	学年費・学級費	7, 308, 886
5	系列教材費	935, 711
6	進路対策費（指導費）	1, 422, 861
	合計	15, 307, 691

【定時制】

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
-----	-----	------------

1	PTA	148,200
2	生徒会	185,394
3	学年費・学級費	137,304
	合計	470,898

【合計】

	合計	15,778,589
--	----	------------

私費会計の種類は全日制が6種類だが、口座数は学年費・学級費、系列会計で学年ごと、系列ごとに分けて管理しているため29口座ある。定時制の会計も3種類ではあるが学年費を分けており口座数は6口である。

なお、上記会計とは別に、全日制と定時制それぞれで【周年事業会計】、全日制で【文化祭特別会計】がある。

口座ごとに出納担当者はいるものの定めはない。(一覧表のようなものはあるが詳細は記載はなし)。現実としては事務部4名で分担・管理している。

帳簿等のフォーマットは平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したものを使用(エクセルのマクロを組んだもの)一部の私費会計ではフォーマット未使用の会計もあり。

なお、各私費会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

各私費会計の令和4年度会計報告書(令和5年3月31日)の残高について通帳と突合した結果、1学年の学年会費で不一致の会計あり。

#### (4) 労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して(各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理)、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間(1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分)



を超えた時間である。

【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	31	50.0%	9	14.5%	10	16.1%	50	80.6%	8	12.9%	4	6.5%			12	19.4%	62	47:02
5月	32	52.5%	7	11.5%	13	21.3%	52	85.2%	5	8.2%	4	6.6%			9	14.8%	61	45:15
6月	31	50.0%	9	14.5%	13	21.0%	53	85.5%	5	8.1%	4	6.5%			9	14.5%	62	47:37
7月	40	64.5%	8	12.9%	8	12.9%	56	90.3%	5	8.1%	1	1.6%			6	9.7%	62	37:34
8月	56	90.3%	4	6.5%	1	1.6%	61	98.4%	1	1.6%					1	1.6%	62	14:59
9月	36	58.1%	6	9.7%	11	17.7%	53	85.5%	6	9.7%	3	4.8%			9	14.5%	62	41:37
10月	37	59.7%	10	16.1%	10	16.1%	57	91.9%	4	6.5%	1	1.6%			5	8.1%	62	37:01
11月	37	59.7%	12	19.4%	9	14.5%	58	93.5%	2	3.2%	2	3.2%			4	6.5%	62	37:32
12月	49	79.0%	8	12.9%	4	6.5%	61	98.4%	1	1.6%					1	1.6%	62	29:12
1月	39	62.9%	12	19.4%	7	11.3%	58	93.5%	3	4.8%	1	1.6%			4	6.5%	62	34:52
2月	48	77.4%	6	9.7%	8	12.9%	62	100.0%									62	29:30
3月	44	71.0%	5	8.1%	9	14.5%	58	93.5%	2	3.2%	2	3.2%			4	6.5%	62	32:38
実人数															24	38.7%		

【定時制】（教育職員のみ）

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:33
5月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:10
6月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:10
7月	7	100.0%					7	100.0%									7	8:37
8月	7	100.0%					7	100.0%									7	3:47
9月	7	100.0%					7	100.0%									7	8:48
10月	7	100.0%					7	100.0%									7	9:07
11月	7	100.0%					7	100.0%									7	10:05
12月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:17
1月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:40
2月	7	100.0%					7	100.0%									7	6:54
3月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:48
実人数																		

全日制においては、部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。定時制を担

当する教育職員の勤務時間は午後1時15分から午後9時45分までとされており、部活動は午後9時から午後9時30分という30分に限って実施されているため、部活動を背景とした長時間労働の実態はなく、ほとんどの者が時間外在校等時間をする事なく所定の勤務時刻に退勤しているとのことであった。

同校には事務職員が4名いるが、ほぼ毎月、複数の者が、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えていた。令和4年度においては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えていた事務職員が3名おり、うち1名については100時間を超えていた。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

#### ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.1日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が5名存在していた。なお、定時制の教員の平均年次有給休暇取得日数は15.6日であり、年間の取得日数が5日以下の者はいなかった。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	3人
3日	0人
4日	2人
5日	0人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

## (5) 施設及び物品管理について

### ①老朽化、遊休施設の有無

南校舎はトイレの洋式化が進んでいるが、北校舎のトイレはほとんどが和式である。和式が使用できない生徒も多く、また上手に使用できないことから便器等を汚してしまい衛生面で問題があるほか、足で踏んで流して漏水をするなど、様々な問題が発生している。しかし、洋式化の予算がつかず、なかなか進まないのが実情である。

### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

#### ・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は1件、372,750円の冷凍冷蔵庫の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

#### ・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

#### ・ 農場で使用する薬品について

サンプリングにより現物確認を実施したところ、特に問題となる事項はなかった。

#### ・ 理科室の試薬について

理科室で管理している試薬は、試薬管理簿により管理しているが、令和5年度に使用した形跡がないため、担当教官に確認したところ、化学系のコースがなくなったことから、現在これらの試薬は使用していないとのことであった。

## (6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

## (7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

<b>【全日制】</b>	人数	
全生徒	573	A
申請者	554	B
認定者（支給者）	541	C
支給率	94.4%	C/A
<b>【定時制】</b>	人数	
全生徒	26	A
申請者	24	B
認定者（支給者）	21	C
支給率	80.7%	C/A

#### （8）いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・ 2者面談、学校生活アンケート、本人の申し出、保護者・周囲からの申し出、中学校からの情報共有等
- ・ いじめを把握した場合の対応は以下の通りである。

本人・周囲・加害者に状況確認し、いじめ防止対策会議を開き今後の指導方針を決定。その結果を本人、保護者へ連絡。その後いじめ解消に努め、3か月状況を観察、その間も会議を開き保護者連絡を実施。3か月観察後、いじめの事実が確認されなければ、いじめ解消として保護者へ連絡する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数	
	全日制	定時制
令和2年度	6	0
令和3年度	2	1
令和4年度	5	3

いずれも本人の申し出あるいは周囲からの申し出である。

(9) ICT化について

特記すべき事項はなし。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 蔵書点検について（意見 26-③）

蔵書点検は、計画的に実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

#### (現状及び問題点)

蔵書点検は2～3年に一度実施しているとのことである。昨年度は令和5年3月に開始したところ年度をまたいでしまったため、システムの年度更新にひっかかってしまい、結果として昨年度に点検した書籍と今年度に点検した書籍を一画面で確認することができない。また、今回の蔵書点検においては、除籍処分は特に実施していないとのことである。

#### (改善策)

蔵書点検は、可能な限り毎年実施すべきであり、蔵書が多くて難しければ、少なくとも3年で1度は全件確認できるように計画を立てて実施すべきである。

なお、蔵書点検により確認できなかった書籍は、「群馬県高等学校図書館運営マニュアル（第3版）」にもあるとおり、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理をする必要がある。

### (2) 薬品の管理について（指摘 3-②）

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度は棚卸を実施すべきである。

#### (現状及び問題点)

管理簿には、例えば「薬品庫…A 場所…中 薬品名…ホルムアルデヒド（劇物）、500g」などの記載がある。しかし、内容を確認したところ、500gのボトルはそれぞれ開封済みであり、一部使用されていた。かなり古い薬品が多く、旧安中高校、旧安中実業高校から引き継がれたものがそのまま保管されている。更に、最近では使用していな

いことから、棚卸も実施していないとのことであった。

理科準備室及び薬品庫の施錠はされているものの、薬品庫の鍵は誰もが使用できる場所にある。また、管理簿には使用日の記載欄はあるが、誰が何グラム使用したのか、施錠の確認は誰が実施したのかを記載する欄がない。

### (改善策)

薬品を使用した日、使用者、使用した量を記載する管理簿を作成すべきである。また、年に1度は棚卸を実施すべきである。

また、使用しておらず経年劣化している薬品も多く、劇物や毒物も含まれていることから、今後使用しないのであれば、業者等に引き取ってもらうなど、不要な薬品は処分も検討することが望ましい。

### (3) 事務職員の増員について (意見 31)

県内最多の系列を持つ高校であり、かつ、定時制も設置されているという実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。
--

### (現状及び問題点)

同校には事務職員が4名いるが、ほぼ毎月、複数の者が、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えていた。令和4年度においては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えていたことのある事務職員が3名おり、うち1名については120時間を超えていた。

ヒアリングによれば、同校において事務職員の勤務時間が長時間となっている原因としては、主として、①同校が県内最多の系列(8系列11系)を持つ高校であり他校に比べて事務職員の業務量が多く職員の数が足りていないこと、②事務職員の勤務時間は全日制の教育職員と同一(午前8時30分から午後5時まで)であるが、定時制に通う生徒への対応を行う場合などには午後5時以降にも勤務せざるを得ないことの2つがあるものと考えられる。

現在の事務職員の人数は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定められた基準に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項の規定を受けて定められた群馬県立学校職員定数条例により定められているものであると考えられる。

しかしながら、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定め

られている基準は、あくまでも、「標準」を定めるものであり（同法第1条）、同法の定める基準を超えて教職員を配置することを禁止しているわけではない。

各地方公共団体においては、地域の実情や設置する学校の状況に応じ、適切な人数の教職員を配置すべきであると考ええる。

#### **(改善策)**

同校の実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。

#### **(4) 産業医等による面談の実施状況の把握について（意見 29-④）**

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### **(現状及び問題点)**

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。また、事務職員の中にも、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えている者が複数存在していることが確認された。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨は行われていたが、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

確かに、学校側としては、該当する教職員に対して産業医等との面談を推奨する以上に、面談の実施を強制することはできないものと考えられる。労働安全衛生法上も、面談指導は労働者の申出により行うものとされている（同法第66条の8第1項、同施行規則第52条の3第1項）。しかし、長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、

自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性はある。

このように、長時間労働に従事する者にとっての産業医等との面談の必要性に鑑みれば、まずは、学校側において、該当する教職員の産業医等との面談の実施状況を把握する必要があるものとする。なお、産業医等による面談指導が実施された場合に事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴取すること、同意見を踏まえて必要な措置を講ずること、面談指導の結果の記録を作成して保存しておくことなどは事業者の法的義務でもある（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

### **(改善策)**

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、その後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### **(5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（意見 27-④）**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
--

### **(現状及び問題点)**

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に 4 日間、冬季休業中には 2 日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて 1 年あたり 6 日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。



しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が5名いた。

1年以内に5日間の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### **(改善策)**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### **(6) 私費会計の管理徹底について（意見 32）**

私費会計の決算残高について会計帳簿と通帳（実際の現物残高）とが一致しない会計があった。残高の管理については管理方法の見直しを含め再検討すべきである。

### **(現状及び問題点)**

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果、1学年の学年会費（全体の学年費のうち1年生部分）で不一致の会計があった。

具体的には会計帳簿残高 2,631,606 円に対して通帳残高 2,631,717 円と少額ではあるが帳簿残高が 111 円過少な状況であった。転退学者の返戻金等の端数処理で生じた帳簿上の誤差（人数で割り切れない端数）が含まれた残高を、通帳残高と照合せず会計報告へ転記したためである。

前述した私費会計で記載したように同校では管理する私費会計の種類（通帳を含む）が膨大であることも起因しているものと考えられる。

金額は少額であるが、決算において会計残高と通帳残高の一致は私費会計を管理する上で大前提となるものである。

### **(改善策)**

各私費会計の管理方法については他校の事例を参考にしつつ、管理方法を変更する必要があると考える。なお、現状の私費会計の種類が多さ（口座数の多さ）は他校を含めても相当量であるため事務職員の増員も視野に入れて検討すべきである。

### (7) 公費との明確な区分について（意見 23-⑤）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（農場管理実習室照明器具交換、AED 年間リース契約料、プリンター関連消耗品）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	農場管理実習室照明器具交換	55,000	その他需用費
	計	55,000	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位：円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	プリントヘッド、コピー用紙ほか	86,900	その他需用費
〃	プリンタトナー	70,400	その他需用費
	計	157,300	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考ええる。

**(改善策)**

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

## ■ 6. 藤岡中央高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成17年4月
2	所在地	藤岡市中栗須909
3	校訓	—
4	教育目標	優れた知力と自主自立の精神を持つ、心身ともにたくましい生徒を育てる。
5	学科及び生徒数	定員は各学年160名 1学年 普通科 4学級 155名 2学年 普通科 3学級 89名 理数科 1学級 38名 計127名 3学年 普通科 3学級 104名 理数科 1学級 38名 計142名 合計                  12学級          424名
6	教職員数	41名
7	特色	1年次はくくり募集により、2年次に普通科か理数科を選択できる。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の複雑化や科学の発展、保護者の要望の増大等により、教職員に要求される業務の種類・質・量は増加の一途である。この中で教職員の生徒と向き合う時間・授業研究の時間をいかに確保するかが課題である。 ⇒業務の見直し、マニュアル化、IT化を推し進める。</li> <li>・本校生徒間の学力差は大きく、それが進路の多様さにも関係している。限られた教職員数の中で、生徒の多様な進路希望に対応する授業・指導が必要である。 ⇒ICTを活用した授業力・教育力の向上についての職員研修を行っていく。</li> <li>・本校は「地区の中核校」として上級学校への進学を始め、生徒の多様な学習ニーズに対応しているが、市内中学校の成績上位者は高崎市や本庄市の高校を志望する傾向があ</li> </ul>

		<p>る。また入学者定員割れの状況が続いている。</p> <p>⇒活性化委員会が中心となり、中学校訪問、オープンスクール、広報活動等を行い、本校の魅力を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路目標を設定する際に必要な、自己の適性や能力に対する理解が不十分である。</li> </ul> <p>⇒総合的な探究の時間などを利用して「意思ある人」になるための力を育成し、地元社会とのつながりを意識できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS の不適切な使用が、からかいやいじめにつながる案件が多くなり、生徒指導部による指導人数は若干増えている。</li> </ul> <p>⇒日常的に生徒の様子を気かけたり、定期的なアンケートを実施したりすることにより、早期発見に努めており、重大事案に発展することを防ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー相談実績は、年々増加傾向にある。なかには、特性があり周囲となじめなかったり、課題提出が困難だったりする生徒もいる。</li> </ul> <p>⇒ 学年の枠を超えて、生徒に関する情報を共有する。管理職や児童相談所などの関係各所と連携をする。</p>
--	--	---

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治30年4月1日
2	所在地	藤岡市中栗須909
3	校訓	堅忍ヲ尚ビ進取ヲ旨トスベシ 礼節ヲ重ジ規律ヲ守ルベシ 自治協同ノ精神ヲ以テ事ニ当ルベシ
4	教育目標	基礎学力の向上 基本的な生活習慣の確立 心身の健全な育成
5	学科及び生徒数	普通科（定員は1学年40名） 1学年 1学級 10名 2学年 1学級 9名

		3 学年 1 学級 9 名 4 学年 1 学級 7 名 合計 4 学級 35 名
6	教職員数	9 名
7	特色	各学年 1 学級（定員 40 名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、大学や専門学校等の進学を希望する生徒もいる。 全日制は新しくできた高等学校であるが、定時制は藤岡高等学校を引き継いでいる。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校で長期的な不登校を経験している生徒が多く、良好な人間関係を構築することを苦手としている生徒が多い。各学年とも少人数なこともあり、一旦、人間関係が拗れると修復するのが困難である。</li> <li>⇒日々の学校生活の中で、教員全員で継続的に根気強く指導していく。また、教職員間での情報共有を密にし、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとも連携しながら指導を行う。</li> <li>・生徒間で学力差があるため、各教科の授業内容や指導方法に工夫が必要である。</li> <li>⇒始業前や定期考査前の個別指導を設定したりして個別のニーズに対応できるよう体制を整えていく。</li> <li>・高校卒業後の進路への意識が希薄な生徒が多い。</li> <li>⇒高校 4 年間を見通した進路指導・キャリア教育をさらに推進していく。</li> </ul>

## （2）学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和 4 年度の結果（概要）は以下の通りである。

### 【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己 評	外 部 評	摘要

			価	価	
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 実験や実習を中心に主体的に取り組める科目、進路に応じた選択科目を多く設定している本校の教育課程に満足している生徒の割合が70%以上である。	A	A	
	2 特色ある取組を行っていますか。	② 習熟度別の履修形態に満足している生徒の割合が70%以上である。	A	A	
		③ 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合が70%以上である。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	3 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 年2回実施する授業アンケートの結果、授業が改善されたとする生徒の割合が60%以上である。	A	A	
		⑤ 授業がわかりやすいと評価している生徒の割合が、全ての教科で70%以上である。	A	A	
	4 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 進学課外の内容に満足している参加生徒の割合が80%以上である。	A	A	
		⑦ 授業への取り組みが進路実現に関わりがあると考えている生徒の割合が80%以上である。	C	A	
III 生徒の充実した学校生活について	5 組織的・継続的な指導を行って	⑧ 日頃の清掃活動や環境美化に積極的に取り組む生徒の割合が70%以上である。	A	C	※

て適切な指導をしていますか。	いますか。				
	6 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめの防止や早期発見に関する学校の取組に、理解を示している生徒が80%以上である。	A	B	※
	7 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 各月の遅刻率が2%以下である。	A	-	
		⑪ 生徒の自転車通学時における交通事故が10件未満である。	B	-	
		⑫ 悩み事などの教育相談の体制を熟知している生徒の割合が80%以上である	B	A	
	8 生徒会活動・部活動の充実・発展に努めていますか。	⑬ 生徒会活動が充実していると評価した生徒の割合が70%以上である。	A	A	
		⑭ 部活動が充実していると感じている部員の割合が70%以上である	A	A	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指	9 計画的な指導を行っていますか。	⑮ 「進路通信」など学校からの進路情報が役立っていると評価する保護者の割合が70%以上である。	B	A	



導をしていますか。					
		⑩ 進路行事や総合的な探究の時間、LHR 等を実施している進路学習が、進路決定や進路実現に役立つと評価する生徒の割合が 70%以上である。	A	A	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑪ 進路実現に向けて積極的に取り組んでいる生徒の割合が 70%以上である。	B	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑫ オクレンジャー(一斉配信システム)の情報に満足している生徒・保護者の割合が、それぞれ 60%以上である。	A	A	
		⑬ 各種 PTA 行事に積極的に参加している保護者の割合が 50%以上である。	A	-	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	12 ICT(生徒一人一台端末)を活用した指導を行っていますか。	⑭ ICTを活用した授業に満足している生徒の割合が 70%以上である。	A	A	

評価対象が I ～VI、評価項目は 12、学校独自の具体的な指標は全部で 20 項目ある。

20 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 11 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 3 項目、いずれも B 評価はなし、自己評価は C であるが外部評価は A 評

価が1項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は2項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は3項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・内容は異なるものの、学校生活が不明であるとの意見や送迎ルールの厳守等に対しての意見が見受けられ、提供している情報不足或いは周知不足があるのかもしれない。

【定時制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 「総合的な探究(学習)の時間」に、主体的に取り組んだと自己評価する生徒が70%以上いる。	A	B	※
		② 生徒の主体的な学習活動を促すため、授業で言語活動や学び合いを計画的に実施する教員が80%以上いる。	A	A	
	2 生徒にとって魅力ある学習環境が整備されていますか。	③ 「自分の学校が好きだ」と感じている生徒が70%以上いる。	A	B	※
	3 生徒の教育再生の場として、学習姿勢のあり方を指導するとともに	④ 継続して登校できるようになり、授業に前向きに取り組むようになったと認識している生徒が80%以上いる。	B	C	※

	に、社会性を育んでいますか。				
	4 対外的な行事等に積極的に参加するよう支援していますか。	⑤ 部活動の大会や地区体育大会、各種検定等に積極的に参加している生徒が60%以上いる。	B	C	※
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	5 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑥ 生徒の実態を踏まえて、習熟度に応じた指導を実施し、学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が70%以上いる。	A	B	※
	6 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 漢字テストを1年間に6回実施し、正解率7割以上の生徒が60%以上いる。	D	-	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	7 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 適切な指導が行えるように、毎日の打合せや休み時間等に、生徒に関する情報交換を行い職員間の連携を図る。	A	-	
	8 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に努め、解消率が100%である。	B	B	
	9 生徒は健	⑩ 出席状況良好の者の数が80%	D	-	

	<p>康で、規則正しい学校生活を送っていますか。</p>	<p>以上である。</p>			
<p>Ⅳ 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。</p>	<p>10 計画的な指導を行っていますか。</p>	<p>⑪ 上級学年の生徒を中心に、進路を考える機会を年3回以上設ける。</p>	A	-	
		<p>⑫ 生徒の進路希望について、理解している保護者が60%以上いる。</p>	A	A	
	<p>11 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。</p>	<p>⑬ 在校生の就業率が50%以上である。(アルバイトを含む)</p>	A	-	
<p>Ⅴ 開かれた学校づくりに努めていますか。</p>	<p>12 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。</p>	<p>⑭ オープンスクールや中学校訪問による学校説明、案内等を年3回以上行う。</p>	A	-	
		<p>⑮ 家庭や地域社会に情報を発信するため「定時制便り」を年6回以上発行する。</p>	B	-	
	<p>13 家庭、地域社会の教育力を活用</p>	<p>⑯ 保護者や地域社会の人を講師とした講演会などを年3回以上実施する。</p>	A	-	

	していますか。				
VI教育のデジタル化に努めていますか。	14ICT を活用した指導を行っていますか。	⑰ ICT機器を活用した授業を行った教員が100%である。	A	B	※
	15ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑱ ICT機器を活用して成績処理を行った教員が100%である。	A	-	

評価対象が I ～VI、評価項目は 15、学校独自の具体的な指標は全部で 18 項目ある。

18 項目中自己評価、外部評価ともにA評価が2項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価が1項目、未実施がなしとなっている。また、外部評価でC評価が2項目、自己評価でD評価が2項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は6項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目が9項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・学習面にて、教職員・保護者のアンケート結果では比較的高い評価となっているが、生徒としては半数近くが学力向上、達成・満足感を得られていないという食い違いがあるように感じる。

### （3）私費会計（学校徴収金）について

藤岡中央高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	2,835,061
2	同窓会費	5,680,061
3	生徒会費	1,200,270
4	学年費・学級費	3,390,172

5	進路指導対策委員会	0
	合計	13,105,564

【定時制】 (単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	319,811
2	教育振興会費	145,959
3	同窓会費	61,867
4	生徒会費	425,623
5	学年費・学級費	119,081
6	卒業準備金	0
	合計	1,072,341

【合計】

	合計	14,177,905
--	----	------------

私費会計の種類は全日制5種類、定時制6種類であり、預金通帳は全日制の学年費・学級費が学年ごとにあることから7口座、定時制は同数の6口座であり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

令和4年度末において全日制の生徒1名について、学年教材教具費の収入未済（37千円）、定時制の生徒1名について、PTA会費、生徒会費等の収入未済（106千円）が存在する。継続して保護者への手紙や電話により納入の連絡を行っている。

その他、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	26	72.2%	6	16.7%	4	11.1%	36	100.0%									36	31:27	
5月	26	72.2%	5	13.9%	3	8.3%	34	94.4%	2	5.6%					2	5.6%	36	31:53	
6月	26	72.2%	5	13.9%	4	11.1%	35	97.2%	1	2.8%					1	2.8%	36	31:39	
7月	30	83.3%	5	13.9%	1	2.8%	36	100.0%									36	25:28	
8月	36	100.0%					36	100.0%									36	7:49	
9月	25	69.4%	4	11.1%	7	19.4%	36	100.0%									36	34:39	
10月	24	66.7%	7	19.4%	5	13.9%	36	100.0%									36	31:15	
11月	28	77.8%	4	11.1%	4	11.1%	36	100.0%									36	29:15	
12月	32	88.9%	4	11.1%			36	100.0%									36	22:15	
1月	30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	36	100.0%									36	28:08	
2月	32	88.9%	4	11.1%			36	100.0%									36	21:47	
3月	32	88.9%	2	5.6%	2	5.6%	36	100.0%									36	21:06	
実人数																3	8.3%		

【定時制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	8	100.0%					8	100.0%									8	17:11
5月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:52
6月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:14
7月	8	100.0%					8	100.0%									8	8:50
8月	8	100.0%					8	100.0%									8	4:59
9月	8	100.0%					8	100.0%									8	10:58
10月	7	87.5%	1	12.5%			8	100.0%									8	15:32
11月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:02
12月	8	100.0%					8	100.0%									8	8:30
1月	8	100.0%					8	100.0%									8	7:27
2月	8	100.0%					8	100.0%									8	7:24
3月	8	100.0%					8	100.0%									8	12:28
実人数																		

同校の全日制の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、80 時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。働き方改革の一環として約2年前から部活動の統廃合を進めていることも影響しているようである。

同校の定時制の教職員に、80 時間を超える時間外在校等時間となった者はいなかった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80 時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、令和4年度において通知の対象となった3名は、いずれも面談を実施しなかったとのことであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は15.5日、定時制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.4日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。なお、いずれも全日制の教職員である。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	1人



2日	0人
3日	2人
4日	0人
5日	1人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

また、報酬の発生しない委員会の委員就任についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

なお、藤岡中央高等学校 PTA の委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式とされていた。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

→現在 19 年であり、特に老朽化、遊休化施設はない。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・ 物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 3 件、2,225,650 円の備品の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、不明なものがあつた（監査結果の項参照）。また、版画プレス機は上に物が置かれ、しばらく使用していないようだった。

###### ・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、図書原簿上の登録番号は「40002164」であるが、「40001731」の登録番号シールが貼付されており、同じ「ベーコン」というタイトルで著者が異なる 2 つの書籍で登録番号シールが入り組んでいた事例があつた。

##### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	423	A
申請者	381	B
認定者（支給者）	381	C
支給率	90.1%	C/A

【定時制】	人数	
全生徒	34	A
申請者	31	B
認定者（支給者）	31	C
支給率	91.2%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握した場合の対応は以下の通りである。

- ・教職員が、いじめまたはいじめの兆候を把握する。
- ・把握した教職員は速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。
- ・学校いじめ対策組織は、速やかに関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにする

調査を行うとともに関係生徒の保護者等へ連絡する。

・学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

・学校いじめ対策組織は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

・学校いじめ対策組織は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

・学校いじめ対策組織は、関係生徒の保護者等への適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

・学校いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数	
	全日制	定時制
令和2年度	12件	0件
令和3年度	30件	0件
令和4年度	19件	3件

いじめに関するアンケート調査で発覚するケースが多い。

#### (9) ICT化について

特記すべき事項なし

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 備品の管理について（意見 25-③）

毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。

#### (現状及び問題点)

備品一覧表から任意に抽出し、現物確認を実施したところ、以下の事項が検出された。

(単位：円)

備品番号	品名	取得日	取得価格	摘要
H11-135794	三面鏡	S42. 3. 30	24,000	※1

H11-138240	映写スクリーン	S50. 3. 31	600, 000	※2
------------	---------	------------	----------	----

※1：【41年度 396 藤岡高校定時制】というシールが貼付されていたが、藤岡中央高校になってからのシールは見つからなかった。取得年度から、同一の物であると考えられる。監査実施後、事実確認を行い、新しいシールを貼付した。

※2：8月に実施した備品点検では体育館にあるとのことであったが、発見できなかった。似たような備品が5階に2つあったが、こちらは備品一覧に計上されていない。監査後、映写スクリーンは発見できなかったことから除却処理を行うとのことである。

上記2つの備品は、8月に備品確認を実施した際には備品供用者により、それぞれ備品整理票が貼付、体育館に保管と誤認されていた。

### (改善策)

毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。

### (2) 蔵書点検について (指摘4)

早急に蔵書点検を実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

### (現状及び問題点)

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、図書原簿上の登録番号は「40002164」であるが、「40001731」の登録番号シールが貼付されており、同じ「ベーコン」というタイトルで著者が異なる2つの書籍で登録番号シールが入り組んでいた事例があった。

蔵書点検は、藤岡高校と藤岡女子高校の双方の図書を受け入れており、そのデータ化を優先したため、開校から19年、一度も実施されていないとのことであった。除籍処理を優先し、その後、徐々に蔵書点検をしていきたいとの説明を受けた。

しかし、既に19年という年数を経過しているにも関わらず、1度も蔵書点検をしていないのは、他の高校と比較しても遅いと考えられる。

### (改善策)

登録番号シールの貼付間違いも蔵書点検を実施すれば発見が可能となるため、早急に、

蔵書点検を実施すべきである。そのうえで、「群馬県高等学校図書館 運営マニュアル（第3版）」にも記載があるとおり、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

### （3）薬品の管理について（意見 28-②）

薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。

また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量もきちんと把握しておく必要がある。

### （現状及び問題点）

薬品を使用する都度、「薬品 使用記録簿（控）」に使用年月日、ラベル番号、薬品名、使用後容器含重量、使用目的などを記載しており、担当者が定期的に、薬品点検簿に転記を行っている。しかし、使用記録簿に使用者の名前がないため、薬品の使用者を記載しておく必要がある。

また、藤岡高校と藤岡女子高校の薬品を受け入れたことから、かなり古い薬品が大量に残っている。薬品点検簿には、（購入時の）容器含重量と（現在の容器を含む）重量を記載する欄があり、最近購入した薬品は正しく記載されているが、使用後の残重量は、別の電子ファイルに記録されており、管理簿が複数にわたっている。

### （改善策）

薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。

また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量も一目で把握できるようにしておく必要がある。

### （4）産業医等による面談の促進について（意見 29-⑤）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### （現状及び問題点）

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ3通の通知が3名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

#### **(改善策)**

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### **(5) 同校における働き方改革の県全域への拡大について（意見 33-①）**

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

#### **(現状及び問題点)**

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、令和4年度において80時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。ヒアリング時に確認したところによれば、教育職員の働き方改革の一環として部活動の統廃合を進めたことが影響している可能性があるとのことであった。

このような取組・制度改革は、教職員の多忙化解消のために有用であると考えられる。

#### **(改善策)**

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

## (6) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑤)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が4名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

## (7) 公費との明確な区分について (意見 23-⑥)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（送迎車誘導看板設置、灯油など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### （現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	多野藤岡学警連分担金	500	負担金
2	多野藤岡地区中・高生徒指導対策協議会負担金	1,000	負担金
3	送迎車誘導看板設置	198,000	工事請負費
4	石油ファンヒーター	38,280	その他需用費
5	灯油	61,880	その他需用費
	計	299,660	

その他、各私費会計の帳簿を通覧したが上記以外に県費での支出が可能な支出はなかった。「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

### （改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。



## ■ 7. 沼田女子高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正10年2月 沼田実科高等女学校設立
2	所在地	群馬県沼田市東倉内町753-3
3	校訓	—
4	教育目標	<p>(1) 本校の生徒であることに誇りを持ち、謙虚な気持ちで勉学に励む心を育む。</p> <p>(2) 国際的な視野に立ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身につけさせる。</p> <p>(3) 明朗で節度を守り、社会の一員として広くその発展に貢献しようとする高い道德性を培う。</p> <p>(4) 感謝と思いやりの心を持ち、より高きもの、より美しきものにあこがれる態度を養う</p>
5	学科及び生徒数	<p>普通科（定員は各学年120名）</p> <p>1学年 3学級 106名</p> <p>2学年 3学級 117名</p> <p>3学年 3学級 96名</p> <p>合計 9学級 319名</p>
6	教職員数	38名
7	特色	大正10年沼田町立沼田実科高等女学校として創立し、101年目を迎え約2万名もの有為な人材を輩出し続けている利根・沼田地域の女子教育の伝統校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<p>令和7年4月に沼田高校の敷地に新沼田高校が開校し、沼田高校と沼田女子高校は統合する。沼田女子高校の跡地利用については現在公表されていないため統合後の管理について不安がある。</p> <p>統合するまでは生徒が学習するため学習環境は整備したい考えである。統合予定であるため大きな予算が付きにくいことは承知しているが、夏は暑く冬は寒いため体育館の学校行事での健康管理が課題。</p>

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は90%以上である。	A	A	
		② 学校行事や生徒会行事等を通してクラスの和が高まったと感じている生徒が90%以上。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 生徒の実態を踏まえ、到達度に応じた学習指導を実施することで、学習に対する達成感・満足感を持つ生徒が90%以上。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	④ 授業以外での1日あたりの平均学習時間が2時間以上である。	C	D	※
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑤ 職員会議等で生徒に関する情報交換を月に1~2度行う。	A	-	
		⑥ 学級担任による個人面談が効果的と考えている生徒が80%以上。	A	A	

	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑦ いじめ発生防止を早期発見に努め、発生した場合のいじめ解消率が100%。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑧ 自らあいさつができる生徒が90%以上。	A	A	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑨ 進路実現にむけて積極的に取り組んでいる生徒が80%以上。	A	A	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考え、その実現に向けて取り組んでいますか。	⑩ 大学などの進路情報を積極的に収集しようとしている生徒が80%以上。	A	A	
		⑪ 部活動と学習の両立が出来る生徒が80%以上。	A	B	※
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	⑫ 学校の教育活動を理解してもらうために授業動画や動画配信を年2回以上実施する。	A	B	※

	いますか。				
		⑬ 学校通信の年6回以上の発行や、行事ごとにホームページの更新を行い、最新の情報を発信する。	A	A	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	10ICTを活用した指導を行っていますか。	⑭ 学校全体のICT教育活動に満足している生徒が80%以上。	A	A	
	11ICTを活用した業務改善を行っていますか。	⑮ クロームブックを活用できている教師が80%以上。	B	-	
		⑯ ICTを使うことによって、効率よく仕事ができている教師が80%以上。	B	-	

評価対象がI～VI、評価項目は11、学校独自の具体的な指標は全部で16項目ある。16項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が10項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価がなし、未実施もなしとなっている。また、自己評価がC評価で外部評価はD評価が1項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は3項目（※参照）、外部評価がない項目は3項目となっている。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

沼田女子高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA 会費	1,052,857
2	同窓会費	2,426,909
3	生徒会費	322,966
4	教育後援会費	61,582
5	進路対策委員会費	503,772
6	1 学年	1,518,964
7	2 学年	1,851,448
8	3 学年	0
	合計	7,738,498

私費会計の種類は8種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はない。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

#### (4) 労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間

ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	24	75.0%	5	15.6%	1	3.1%	30	93.8%	2	6.3%					2	6.3%	32	34:01
5月	27	84.4%	3	9.4%	2	6.3%	32	100.0%									32	27:02
6月	24	75.0%	4	12.5%	3	9.4%	31	96.9%	1	3.1%					1	3.1%	32	35:43
7月	29	90.6%	1	3.1%	2	6.3%	32	100.0%									32	29:00
8月	31	96.9%	1	3.1%			32	100.0%									32	11:08
9月	25	78.1%	2	6.3%	4	12.5%	31	96.9%	1	3.1%					1	3.1%	32	37:21
10月	28	87.5%	2	6.3%	2	6.3%	32	100.0%									32	30:22
11月	28	87.5%	3	9.4%	1	3.1%	32	100.0%									32	27:20
12月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	23:23
1月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	22:35
2月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	18:56
3月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	21:08
実人数															2	6.3%		

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、80時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。働き方改革の一環として学校側から保護者らに働きかけ、土曜日の補講を廃止したことなどが大きいとのことであった。

また、令和5年度の2学期末からは、教育職員の多忙化解消及び正確な成績処理をその目的として、「成績処理日」を設けるという改革も実施したとのことであった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、令和4年度において通知の対象となった2名は、いずれも面談を実施しなかったとのことであった。

#### ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は13.6日であり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者は1名のみであった。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人

1日	0人
2日	0人
3日	0人
4日	0人
5日	1人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立沼田女子高等学校PTAの委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るといった方式とされていた。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

学校全体が、老朽化しているが、トイレについては平成20年に大規模修繕が行われており大きな問題ではない。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は6件、479,600円の備品の不用処分を実施している。

監査人が「備品一覧」から任意に数件サンプリングを行い、現物を確認したところ、全て確認できた。

###### ・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、全て確認できた。

##### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由

を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	319	A
申請者	292	B
認定者(支給者)	277	C
支給率	86.8%	C/A

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」及び「対応に係わる具体的な方策」を定め、ホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・悩みアンケート(教育相談)
- ・本人からの相談
- ・月2回実施しているスクールカウンセラー制度

対応

- ①本人に事実確認
- ②いじめ防止委員会にて「いじめ認知」のうえ対応策を検討
- ③保護者への連絡
- ④関係生徒への聞き取り
- ⑤いじめ防止委員会において「いじめ認定」とするか検討
- ⑥いじめ認定の場合は関係生徒に対し保護者連絡のうえ指導

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。



	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	4
令和4年度	2

#### (9) ICT化について

- ・欠席等の連絡について学校 HP から Google Forms でも行えるようにしたことで電話対応業務が効率化
- ・各種アンケート（学校評価、授業アンケート等）や承諾書（学校行事、部活動等）について Google Forms で行うことで紙及び回収時間の削減
- ・教職員会議の資料をデータ化することで紙及び時間の削減

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-②）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

#### (現状及び問題点)

同校は他の県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①当てはまる」「②まあまあ当てはまる」「③あまり当てはまらない」「④当てはまらない」の4つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質によるが選択肢が4つの場合には傾向として上から2番目を選ぶ傾向があるようにも思う。

#### (改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

### (2) 産業医等による面談の促進について（意見 29-⑥）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等

との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ4通の通知が2名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (3) 同校における働き方改革の県全域への拡大について（意見 33-②）

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

### (現状及び問題点)

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、令和4年度において80時間を超える時間外在校等時間となっていた者は実人数として5名以下であった。ヒアリング時に確認したところによれば、教育職員の働き方改革の一環として学校側から保護者らに働きかけ、土曜日に実施されていた補講を廃止したことなどが大きいとのことであった。

また、学期末試験終了から学期成績を出すまでの時間が短く同期間が多忙になりがちな教育職員の多忙化解消のため、令和5年度の2学期末からは学校全体として「成績処理日」を設け、同日の午後は生徒を放課して教育職員が余裕を持って業務に集中できる時間を作り出すという改革も行ったとのことであった。「成績処理日」の設定は、多忙化解消のみならず、正確な成績処理をもその目的としている。

このような取組・制度改革は、教職員の多忙化解消のために有用であると考えられる。

### (改善策)

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

### (4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑥)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、多くの職員が6日以上年次有給休暇を取得していたものの、令和4年度においては1名、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員がいた。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (5) 公費との明確な区分について (意見 23-⑦)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(進路資料室・学習室3室 LED 照明交換)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金(諸会費)の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位:円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
進路対策委員会	進路資料室・学習室3室 LED 照明交換(進路資料室 12台・南4階西学習室9 台・南2階学習室9台・3 年4組9台)	673,200	その他需用費
	計	673,200	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分(ガイドライン)」(平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考ええる。

**(改善策)**

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

## ■ 8. 吾妻中央高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成30年4月
2	所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1303
3	校訓	誠実・希望・自律・創造
4	教育目標	高い知性、豊かな情操と徳性を持ち、民主的に社会に貢献できる生徒 自主性の確立と実践に努め、自他の個性を尊重し、秩序と責任を重んずる生徒
5	学科及び生徒数	定員は各学年200名 1学年 普通科 2学級 61名 生物生産科 1学級 39名 環境工学科 1学級 38名 福祉科 1学級 30名 計168名 2学年 普通科 2学級 62名 生物生産科 1学級 39名 環境工学科 1学級 24名 福祉科 1学級 33名 計158名 3学年 普通科 2学級 46名 生物生産科 1学級 40名 環境工学科 1学級 25名 福祉科 1学級 36名 計147名 合計 15学級 473名
6	教職員数	58名
7	特色	県立中之条高等学校と県立吾妻高等学校が統合され開校
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・生徒の主体的な学習態度や、問題発見・解決能力の向上を目指した教育課程が望まれるなかで、進路実現に必要な資質・能力の向上と、探究活動の実践の両立が困難である。 ・地域と連携した教育活動を実践していくにあたり、連携先への謝礼等の拠出元が不足している。 ・観点別評価を実施し、評定を算出する場面で、全ての生

		<p>徒の評定が、教職員が納得のいく評定に至るまでには、今後も多大な時間を要すると考えられ、成績処理にかかる労力が増大している。</p> <p>・ICT を活用した業務改善に積極的に取り組んでいるが、充実した学習指導や適切な評価を実践するための教職員の時間的な余裕については大きく不足していると感じる。</p>
--	--	---

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 一連の学習活動(課題設定・調査研究・まとめ・発表等)に、主体的に取り組んだと自己評価している生徒が80%以上である。	A	B	※
		② 本校の教育活動にやりがいを感じている生徒の割合は、80%以上である。	C	B	
	2 資格取得に積極的に取り組んでいますか。	③ 普通科では、基礎学力向上のため、各種資格検定等の受検を積極的に呼びかけ、漢検および英検それぞれ2級合格者10名、準2級合格者20名程度を目標とする。	A	B	※
		④ 生物生産科では、年間1つ以上の資格の取得を目指し、卒業までに3つ以上の資格を取得することを目標とする。	B	B	

		⑤ 環境工学科では、1年生は年度内に資格を1つ以上取得する。2年生は測量士補と2級土木施工管理技術検定の合格率をそれぞれ50%以上とする。3年生は測量士の合格者を1名以上とし、測量士補と2級土木施工管理技術検定の両方を保有している者の割合を40%以上とする。	C	C	
		⑥ 福祉科では、介護福祉士国家試験の合格率90%以上を目標とする。	B	B	
	3地域の小・中学校や企業・団体と連携していますか。	⑦ 学科の特長を活かした体験実習、地域等との連携・交流活動について、感染症対策に留意して実施する。	B	B	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	4 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑧ 各学科における生徒の実態を踏まえて、到達度を見通すことができる学習指導を実施し、学習に対する達成感・満足感をもっている生徒が65%以上である。	B	B	
	5 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑨ 単位未修得者の割合は、全体の3%以下である。	B	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指	6 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑩ 生徒指導や生徒の情報について、学年や学校全体で認識し、適切な指導ができていると認識している職員が80%以上で	B	B	



導をしていますか。		ある。			
	7 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑪ いじめや、その他学校生活等の悩みや問題を、学校や教師等に伝えやすいと認識する生徒が80%以上である。	B	B	
	8 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑫ 定期検診の再検診対象で未受診の生徒が20%未満である。視力や姿勢などの健康面を意識してスマホやクロームブックを活用している生徒が85%以上いる。	B	B	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	9 計画的な指導を行っていますか。	⑬ 学校での進路学習に対する高い満足度を持つ生徒の割合が80%以上である。	B	B	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑭ ポートフォリオの作成やフォーサイト手帳を活用している生徒が80%以上である。	C	C	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	⑮ 「学校の様子がよく分かる」と評価する保護者が80%となるよう、日頃の学校行事、各科の情報発信を行う。	B	B	

	いますか。				
VI教育のデジタル化に努めていますか。	12ICT を活用した指導を行っていますか。	⑩ LMS(スタディサプリやClassroom)を利用した授業や課題の発出を行っている教諭が60%以上である。	A	A	
	13ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑪ 校務にICTを活用し、業務が改善したと実感する職員が80%以上である。	A	B	※

評価対象がI～VI、評価項目は13、学校独自での具体的な指標は全部で17項目ある。

17項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が1項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価が10項目、いずれもC評価が2項目、自己評価はCであるが外部評価はB評価が1項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は3項目(※参照)、外部評価がない項目はなしとなっている。

外部(保護者)向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・保護者からの頭髪検査に対し、「細かすぎる」「人によって差がある」「現代にあっていない」等の意見が多数見受けられる。
- ・具体的な内容はないが、校則に関して「古い」という意見もある。

### (3) 私費会計(学校徴収金)について

吾妻中央高等学校における令和4年度末の私費(学校徴収金)の繰越額は以下の通り

ある。(単位:円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	1,796,077
2	教育振興会費	2,047,086
3	同窓会費	2,308,200
4	生徒会費	1,319,721
5	学年費・学級費	4,537,051

6	教育活動後援費	1,746,958
	合計	13,755,093

私費会計の種類は6種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

#### （4）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1か月の在校等時間が300時間を大きく超える月のある職員も存在していた。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として20名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	24	49.0%	6	12.2%	7	14.3%	37	75.5%	7	14.3%	3	6.1%	2	4.1%	12	24.5%	49	57:28	
5月	21	42.9%	9	18.4%	10	20.4%	40	81.6%	5	10.2%	3	6.1%	1	2.0%	9	18.4%	49	54:40	
6月	20	40.8%	8	16.3%	11	22.4%	39	79.6%	8	16.3%	1	2.0%	1	2.0%	10	20.4%	49	54:48	
7月	28	57.1%	7	14.3%	8	16.3%	43	87.6%	4	8.2%	2	4.1%			6	12.2%	49	46:21	
8月	43	87.8%	2	4.1%	2	4.1%	47	95.9%	1	2.0%	1	2.0%			2	4.1%	49	24:24	
9月	22	44.9%	7	14.3%	12	24.5%	41	83.7%	5	10.2%	3	6.1%			8	16.3%	49	52:44	
10月	26	53.1%	10	20.4%	6	12.2%	42	85.7%	4	8.2%	2	4.1%	1	2.0%	7	14.3%	49	48:23	
11月	29	59.2%	9	18.4%	5	10.2%	43	87.8%	4	8.2%	2	4.1%			6	12.2%	49	43:20	
12月	35	71.4%	6	12.2%	3	6.1%	44	89.8%	4	8.2%	1	2.0%			5	10.2%	49	38:59	
1月	35	71.4%	5	10.2%	5	10.2%	45	91.8%	1	2.0%	3	6.1%			4	8.2%	49	39:51	
2月	38	77.6%	5	10.2%	4	8.2%	47	95.9%	1	2.0%	1	2.0%			2	4.1%	49	32:47	
3月	35	71.4%	7	14.3%	3	6.1%	45	91.8%	2	4.1%	2	4.1%			4	8.2%	49	37:15	
実人数																18	36.7%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。令和4年度においては教員1名から申し出があり、8月に産業医と面談を実施した。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は13.1日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が6名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	2人
1日	0人
2日	1人
3日	1人
4日	0人
5日	2人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容としては、PTA 進路委員会を使用者とする模擬試験監督 10 名のみであった。

なお、群馬県立吾妻中央高等学校 PTA 進路委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るといった方式となっている。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

###### ・水理実習室

水槽が壊れているため、本来流すことができる多量の水を流す実験を行うことができない(現状、少量の水を流し実験を行っている)。

###### ・応用力学実習室

当該教室の床の強度不足のため、万能材料試験機(H11-155797)を使用できない。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

###### ・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に 6 冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

##### ③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

今年度になり、古いもの(戦前からあったようなものもあった)を大量に廃棄して整理を進めているとのこと。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料(令和 4 年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となってい

ないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年7月現在)

	人数	
全生徒	472	A
申請者	440	B
認定者(支給者)	422	C
支給率	89.4%	C/A

#### (8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

・生活状況アンケートを毎年5月・9月に実施するほか、生徒からの申し出、保護者からの情報提供によりいじめを把握している。

・いじめを把握した場合は、いじめ対策委員会を開催し、該当生徒への事情聴取、生徒指導部係会議の開催、職員会議での審議、いじめ加害者生徒への指導措置および被害者生徒・保護者へのフォローを行っている。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	2
令和3年度	1
令和4年度	7

なお、吾妻地区では、毎年6月に「吾妻地区いじめ防止フォーラム」を開催し、生徒及び職員が参加。参加した生徒が体験した内容を全校集会や掲示物等で全校生徒に周知し、吾妻地区として早期発見に努めている。

- (9) ICT化について  
特記すべき事項なし

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 薬品等の管理について（意見 28-③）

「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正の際は、修正テープを使用せず、二重線で訂正すべきである。

#### (現状及び問題点)

「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正に修正テープを用いている例が散見された。

#### (改善策)

帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押すことが望ましい。

### (2) 公費との明確な区分について（意見 23-⑧）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（別製生徒用机 H820mm1 台、体育館グリップ回復剤塗布など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	別製生徒用机 H820mm 1 台	30,800	その他需用費
〃	プリンタ修繕（職員室）	40,810	その他需用費
PTA	生徒指導案件電気設備不	34,870	その他需用費

	良改修		
教育活動後援	体育館グリップ回復剤塗布	95,018	その他需用費
	計	201,498	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

### （改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### （3）私費会計の管理方法の他校への展開について（意見34）

同校では令和5年度より私費会計について通帳を1つにして管理している。現物管理面でのリスク低減、会計と現物の照合頻度の短縮化によるメリットは多いと考えられるため、他の県立高校においても、預かり金会計で類似の会計を統合する際には1つの案として参考にすべきである。

### （現状及び問題点）

吾妻中央高校では令和4年度までは各私費会計においてそれぞれ会計帳簿と通帳を用いて管理していたが、一部の会計で会計帳簿（学年費）と通帳の不一致や残高管理の煩雑性があり令和5年度より通帳のみ1つで管理している。

具体的には各私費会計の帳簿（出納簿）は会計毎に入力管理（学年費については個人ごとに徴収金が異なるため個人管理）し、週単位で各会計の合計金額が口座残高と一致していることを確認している。

イメージは以下の通りである。

会計別残高					
会計名	収入累計	支出累計	現金残高	出納簿照合	個人台帳照合
1 学年費	〇〇	〇〇	〇〇	✓	✓
2 学年費	〇〇	〇〇	〇〇	✓	✓



・・・					
PTA	〇〇	〇〇	〇〇	✓	
・・・					
合計	〇〇	〇〇	〇〇		



通帳と一致

私費会計については各学校でそれぞれ管理しているが、口座数（通帳）が多い高校では管理が煩雑かつ通帳盗難等のリスクもある。

同校での管理方法も初期段階では作業量の削減という意味での効率化は難しいかもしれないが、通帳を1つにすることのメリット（現物管理等）は大きいと考えられるとともに、1週間程度という比較的短い単位で管理することで誤りがあった場合の発見・訂正も早急に対応可能となる。

#### （改善策）

同校での管理方法を1つの案として他の県立高校でも保護者が負担すべき経費を学校が預かって経理執行している預かり金会計で類似の会計を統合する際などに参考とすべきと考える。

#### （4）産業医等による面談の促進について（意見 29-⑦）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### （現状及び問題点）

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ75通の通知が18

名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑦)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も6名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはま

る。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

**(改善策)**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

## ■ 9. 太田高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治30年4月
2	所在地	太田市西本町12—2
3	校訓	—
4	教育目標	「文武両道」・「質実剛健」の校風の振興を図り、21世紀の担い手として、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成を目指す。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 281名 2学年 7学級 276名 3学年 7学級 276名 合計 21学級 833名
6	教職員数	57名
7	特色	1、2年生の希望者（定員30名）を対象としたアメリカNASAへの研修制度がある。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>①小単位必履修科目に係る教育課程の研究</li> <li>②地域・中学生・中学生の保護者への広報活動</li> <li>③「主体的に学習に取り組む態度」をどう評価するか</li> </ul> </li> <li>・進路指導関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>①進路行事の見直しと段階的・継続的な指導体制の構築</li> <li>②教員の指導力向上のための支援や校内研修の充実</li> <li>③担任・教科担当及び生徒・保護者への適切な進路情報の提供</li> <li>④探究活動と進路活動の連携によるキャリア教育の充実</li> </ul> </li> <li>・生徒指導・教育相談関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>①教職員の研修</li> <li>②「気づき」を得るための取組</li> </ul> </li> </ul>

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 学校に対し、好きだと感じている生徒(学校生活が充実していると感じている生徒)が80%以上である。	B	B	
		② 3年間を見通した系統的・計画的な学習指導・進路指導により、第一志望校への合格率80%以上、国公立大学合格者数150名以上である。特に難関国公立大、医学部医学科合格者数が30名以上である。	B	B	
		③ 部活動加入率が各学年90%以上で、この内80%以上が積極的な活動である。	B	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 授業に満足している生徒が80%以上である。	A	A	
		⑤ 進路実現に向けて実施している、補習・課外授業に満足している生徒が80%以上である。	B	B	
		⑥ 総合的な探究の時間を中心として探究的な学習活動に満足している生徒が80%以上である。	B	B	

		る。			
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が70%以上である。	A	A	
		⑧ 学習内容の定着のために、家庭での1日当たりの平均学習時間は3時間以上である。	C	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑨ 「学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が80%以上である。	A	B	※
		⑩ 職員会議や学年会議において、生徒に関する情報交換を月に2回程度行っている。また、生徒アンケートや学年分掌の情報交換を通して、いじめの発生防止と発見に努め、いじめの解消100%をめざす。	A	B	※
		⑪ 生徒会行事に満足感・達成感を持っている生徒が70%以上である。	A	A	
		⑫ 職員・生徒・保護者間のコミュニケーションを密にする取り組みを行うとともに、学校生活に積極的に取り組んでいる生徒が80%以上である。	A	A	
	5 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っ	⑬ 家庭と連携をとりながら、(正当な理由でない)遅刻を0%にする。	A	B	※

	ていますか。				
	6 生徒主体のいじめ防止活動に積極的に取り組んでいますか。	⑭ いじめと真剣に向き合い。常にいじめを許さない気持ちと態度で臨んでいる生徒が90%以上である。	A	B	※
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑮ 学校から提供される進路情報が役立っていると評価する生徒が70%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑯ 自らの進路について考え、日々の生活に取り組んでいると「自己評価する生徒が70%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的に情報発信をしていますか。	⑰ 学校からの情報発信に満足していると評価する保護者が70%以上である。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑱ ICT を活用した教育活動を行っている教員が70%以上である。	A	A	
	11 ICT を活用した業務	⑲ オンラインによるアンケートを5回以上実施する。	A	A	

	改善を行っていますか。			
--	-------------	--	--	--

評価対象が I～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 19 項目ある。

19 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 9 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 1 項目、いずれも B 評価が 4 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 1 項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 4 項目（※参照）、外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・習熟度別授業があることを知らなかった保護者もいるため、周知不足と思われる。
- ・上位と下位の生徒での学力差が開いており、授業についていけない生徒もおり、そこに加えて課題の多さ・土曜課外で負荷が掛かっている状況が見受けられる。
- ・同時に教職員への負荷を心配する声もある。
- ・タブレット PC の持ち帰りが重くて大変な為、デジタル教材の導入をとの意見。また、ネット接続に制限がない為（学習に使われていない）、制限を掛けるべきとの意見が多数あり。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

太田高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費	1, 009, 511
2	学校後援会費	973, 207
3	同窓会費	24, 923, 610
4	生徒会費	635, 185
5	PTA 育英委員会費	2, 418, 317
6	学年費（1 学年）	7, 211, 028
7	学年費（2 学年）	12, 192, 752
8	学年費（3 学年）	0
	合計	49, 363, 610



私費会計の種類は8種類で、同窓会会費について預金通帳が普通と定期に分かれていることから9口座あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

#### （4）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1か月の在校等時間が300時間を大きく超える月のある職員も存在していた。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として10名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	30	52.6%	13	22.8%	10	17.5%	53	93.0%	2	3.5%	2	3.5%			4	7.0%	57	41:01	
5月	32	56.1%	12	21.1%	8	14.0%	52	91.2%	4	7.0%	1	1.8%			5	8.8%	57	40:27	
6月	26	45.6%	13	22.8%	14	24.6%	53	93.0%	2	3.5%	2	3.5%			4	7.0%	57	47:10	
7月	37	64.9%	12	21.1%	4	7.0%	53	93.0%	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	4	7.0%	57	38:03	
8月	52	91.2%	3	5.3%	1	1.8%	56	98.2%	1	1.8%					1	1.8%	57	17:11	
9月	38	66.7%	9	15.8%	7	12.3%	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%			3	5.3%	57	37:36	
10月	36	63.2%	8	14.0%	9	15.8%	53	93.0%	3	5.3%	1	1.8%			4	7.0%	57	37:56	
11月	42	73.7%	7	12.3%	4	7.0%	53	93.0%	4	7.0%					4	7.0%	57	32:51	
12月	42	73.7%	7	12.3%	7	12.3%	56	98.2%	1	1.8%					1	1.8%	57	29:39	
1月	46	80.7%	2	3.5%	6	10.5%	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%			3	5.3%	57	29:03	
2月	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%	57	100.0%									57	21:32	
3月	49	86.0%	6	10.5%	2	3.5%	57	100.0%									57	21:01	
実人数																12	21.1%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。該当する12名中の1名が産業医の面談を実施し、その後は経過観察となった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.0日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が2名存在していた。

年間年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	0人
4日	0人
5日	2人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として個人申請は外部評価分科委員 1 名、サッカー部講師 1 名、化学教室副指導者 1 名、PTA 育英委員会を使用者とする兼業は、休日課外・補習講師 37 名、夏季学習合宿講師 23 名、模試監督 44 名となっている。

なお、群馬県立太田高等学校 PTA 育英委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

現在、特別教室棟において長寿命化のための改修工事を実施中である。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・ 物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 6 件、459,998 円の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

###### ・ 図書について

図書原簿から数冊サンプリングして実在性を確認したが問題なし。

蔵書点検が年に 1 回、1 名で行っている(図書部の手伝い等はない)

保管スペース・棚がもう少しあれば良いとのことである。

##### ③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料(令和 4 年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	822	A
申請者	629	B
認定者(支給者)	545	C
支給率	66.3%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止プログラム」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・教職員が、いじめまたはいじめの兆候を把握する。
- ・把握した教職員は速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。
- ・学校いじめ対策組織は、速やかに関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにする調査を行うとともに関係生徒の保護者等へ連絡する。
- ・学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。
- ・学校いじめ対策組織は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。
- ・学校いじめ対策組織は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。
- ・学校いじめ対策組織は、関係生徒の保護者等への適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。
- ・学校いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	1

令和3年度	0
令和4年度	1

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 公費との明確な区分について（意見 23-⑨）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書、事務補助員給料、普通教室等カーテン更新など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館用図書	580,495	その他需用費
2	公用車ガソリン	99,853	その他需用費
3	AED レンタル	51,480	使賃料
	計	731,828	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
後援会会計	事務補助員給料4月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料5月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料6月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料7月分	83,748	報酬

〃	事務補助員給料8月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料9月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料10月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料11月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料12月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料1月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料2月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料3月分	83,580	報酬
後援会特別 会計	普通教室等カーテン更新	2,309,544	その他需用費
	計	3,313,512	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

### （改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### （2）県への報告資料への未記載の会計について（意見24-②）

すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。
----------------------------------

### （現状及び問題点）

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、同資料において、後援会特別会計については県への報告資料には記載されていない。

太田高校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA 会費	1,009,511	1,009,511	0
2	学校後援会費 (※)	973,207	6,567,348	5,594,141
3	後援会特別 (※)	-		
4	同窓会費	24,923,610	24,923,610	0
5	生徒会費	635,185	635,185	0
6	PTA 育英委員会費	2,418,317	2,418,317	0
7	学年費 (1 学年)	7,211,028	7,211,028	0
8	学年費 (2 学年)	12,192,752	12,192,752	0
9	学年費 (3 学年)	0	0	0
	合計	49,363,610	54,957,751	5,594,141

(※) 学校後援会会計と後援会特別会計については1口座となっている。

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している会計残高が存在すると私費会計の実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金（徴収額）の把握も困難となる他、不正な私費の使用が行われる恐れがある。

#### (改善策)

私費会計については網羅性の観点から、すべて県への報告資料へ記載することが望ましい。

#### (3) 薬品の管理について (意見 28-④)

各薬品の薬品管理簿を作成し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。

#### (現状及び問題点)

薬品の管理が1名で行われている。また、保管されている薬品の一覧表が作成されており、購入時の量と現時点の量が記載されているが、各薬品がいつ何の目的で使用されたかの記録がない。

#### (改善策)

各薬品の薬品管理簿を作成の上、定期的(年度末など)に薬品の管理状況や数量等を点

検し、校長等に報告する必要がある。

#### (4) 産業医等による面談の促進について (意見 29-⑧)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医(産業医等)の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ33通の通知が12名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

#### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑧)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。



### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も2名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

## ■ 10. 太田フレックス高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成16年11月設置
2	所在地	群馬県太田市下田島町1243番地1
3	校訓	—
4	教育目標	生涯学び続けることができる生徒の育成
5	学科及び生徒数	定時制 普通科（入学定員は各部80名） I部 2学級 226名 II部 2学級 206名 III部 2学級 30名 合計 6学級 462名 入学定員に対する学級数である 通信制（普通科） 386名
6	教職員数	69名
7	特色	I部（午前部）、II部（午後部）、III部（夜間部）の3つの部からなる定時制課程と通信制過程を持つ普通科 単位制高等学校。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<p><b>【定時制I・II部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な事情（不登校・発達障害・通信制への転学等）の進路変更が年間80名ほどある。</li> <li>・外国にルーツがある生徒が約2割おり、今後、日本語指導にも力を入れていきたい。</li> <li>・多様な生徒がおり、個別対応がとても大切になっている。</li> </ul> <p><b>【定時制III部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数が年々減少している（現在28名）。</li> <li>・生徒数の減少により、各授業やゼミ活動において、運営上の不都合が生じている。</li> </ul> <p>⇒III部の特徴を広報し、入学者の増加を図りたい。</p> <p><b>【通信制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校生徒が年々増加しており、100人以上の受講者がいる科目が複数ある（毎回全員参加ではない）。</li> </ul>

		・昨年度のアンケート結果に、「学力が向上したと思う」に「いいえ」と回答した生徒・保護者が2割弱いるが、卒業目的だけでなく、学ぶ楽しさを伝え、更に意欲を高めることが大切である。
--	--	---

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【通信制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 「単位制の履修形態に満足している」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		② 「自分の学校が好きである」と考える生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 「授業が分かりやすい・適切である」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	④ 「学力が向上した」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について	4 組織的・継続的な指導を行っている	⑤ 全教職員が、重点目標を踏まえた自己目標を設定し、教育活動に取り組んでいる。	A	-	

て適切な指導をしていますか。	いますか。				
		⑥ 生徒に関する情報交換を月2回以上行う。	A	-	
		⑦ 「交通マナー・交通ルールの遵守を意識している」と考える生徒・保護者が100%である。	A	A	
		⑧ 生徒の単位修得率が60%以上である。	A	-	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ 「学校は、いじめ防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が80%以上である。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 「携帯電話やフレックス通信でいつも学校の情報を確認している」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		⑪ 「学校生活が充実している」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	
		⑫ 「教育相談が充実している」と考える生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導	7 計画的な指導を行っていますか。	⑬ 「進路指導が信頼できる」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	

導をしていますか。					
		⑭ 進路情報を年4回以上発信する。	A	-	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑮ 「進路目標の実現に向けて努力している」と考える生徒・保護者が70%以上である。	B	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑯ 通信制だよりである「フレックス通信」を月2回以上発行する。	A	-	
		⑰ 学校（通信制）のホームページを月2回以上更新する。	A	-	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑱ 授業において ICT 機器を活用した講座の割合が70%以上である。	C	-	
	11 ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑲ 職員間の情報共有にオンラインを活用している。	A	-	

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 19 項目ある。

19 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 10 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 1 項目、いずれも B 評価がなし、未実施がなしとなっている。また、自己評価で C 評価が 1 項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目がなし、自己評価に対して外部評価がない項目は8項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

#### 【定時制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 完全な単位制の履修形態に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		② 学年、学級がない中で、生徒の出席率が80%以上である。	B	B	
		③ ゼミ（総合的な探究）の活動に満足している生徒が80%以上である。	A	A	
		④ 学校設定科目の内容に満足している生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
		⑤ 自分の学校が好きだと感じている生徒が80%以上である。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をして	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑥ 少人数制の利点を生かした授業内容に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	

いますか。					
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 学力が向上したと感じている生徒が 80%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ SNSに関わるトラブルに巻き込まれることなく、健全な学校生活を送っている生徒が 100%である。	B	B	
		⑨ 挨拶の励行や学校生活の中でのマナーや礼儀を守った行動ができている生徒が 80%以上である。	A	A	
		⑩ 交通マナー・交通ルールを遵守している生徒が 100%である。	B	B	
		⑪ 教育相談が充実していると感じている生徒が 80%以上である。	A	A	
		⑫ 学校行事チャレンジウォークに生徒の 70%以上が参加し、参加者の 90%以上が完歩している。	-	-	
		⑬ 学校行事フレックス発表会に満足している生徒が 80%以上である。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている	⑭ 「学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が 80%以上である。	A	A	

	ますか。				
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑮ 感染症予防について正しく理解し、実践する等、健康について自己管理ができている生徒が70%以上である。	A	A	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑯ 「進路指導が自分の進路検討や進路決定に役立つ」と感じている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑰ 進路目標を持ち、その実現に向けて努力している生徒が80%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑱ ICTを活用した情報発信に満足していると評価する保護者が70%以上である。	A	A	
		⑲ 学校説明会や授業公開、中学校訪問など、外部に情報発信する機会を年間5回以上設けている。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導や業務改善	⑳ ICT を活用した授業に、生徒の70%以上が満足している。	A	A	



すか。	を行って いますか。			
-----	---------------	--	--	--

評価対象がⅠ～Ⅵ、評価項目は10、学校独自の具体的な指標は全部で20項目ある。

20項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が16項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価が3項目、未実施が1項目となっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし、外部評価がない項目はなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・授業や教員等に関しては良い意見が多く見受けられる。
- ・就職に関するサポートを希望する声がある。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

太田フレックス高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	2,858,860
2	学校後援会費	3,274,263
3	同窓会費	5,541,351
4	生徒会費（ⅠⅡ部）	1,563,033
5	生徒会費（Ⅲ部）	79,228
6	生徒会費（通信制）	529,635
7	年次会費	965,241
8	親睦会費	919,089
	合計	15,730,700

私費会計の種類は8種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

【定時制Ⅰ部・Ⅱ部】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	16:06
5月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	13:47
6月	35	94.6%	2	5.4%			37	100.0%									37	16:19
7月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:53
8月	37	100.0%					37	100.0%									37	4:41
9月	37	100.0%					37	100.0%									37	14:08
10月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:04
11月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:51
12月	37	100.0%					37	100.0%									37	9:32
1月	37	100.0%					37	100.0%									37	9:27
2月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:15
3月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	10:41
実人数																		

【定時制Ⅲ部（夜間）】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	13	92.9%	1	7.1%			14	100.0%									14	23:18
5月	14	100.0%					14	100.0%									14	12:00
6月	14	100.0%					14	100.0%									14	11:38
7月	14	100.0%					14	100.0%									14	9:23
8月	14	100.0%					14	100.0%									14	4:35
9月	14	100.0%					14	100.0%									14	11:13
10月	14	100.0%					14	100.0%									14	8:28
11月	14	100.0%					14	100.0%									14	10:19
12月	14	100.0%					14	100.0%									14	10:08
1月	13	100.0%					13	100.0%									13	9:27
2月	14	100.0%					14	100.0%									14	9:57
3月	14	100.0%					14	100.0%									14	13:01
実人数																		

【通信制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:24
5月	10	100.0%					10	100.0%									10	10:45
6月	10	100.0%					10	100.0%									10	10:38
7月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:46
8月	10	100.0%					10	100.0%									10	4:24
9月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:50
10月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:49
11月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:59
12月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:31
1月	9	100.0%					9	100.0%									9	6:56
2月	10	100.0%					10	100.0%									10	6:09
3月	10	100.0%					10	100.0%									10	6:41
実人数																		

同校において、令和4年度に1か月当たり60時間を超える時間外在校等時間となった者はいなかった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における定時制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.1日、通信制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.3日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が3名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数

0日	0人
1日	0人
2日	1人
3日	0人
4日	1人
5日	1人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

また、報酬の発生しない執筆依頼についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

特記事項なし

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

「備品一覧」から監査人が任意にサンプリングを行い、現物との突合を実施する。

備品については、毎年8月に現物確認を実施している。

⇒監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ特に問題はなかった。長期に使用していない備品については年度の現物確認後に「物品不用兼廃棄決議票」を起票して除却している。令和4年度においては10,075,345円の除却をしている。

###### ・図書について

図書については毎年8月又は年度末に蔵書点検を実施している。

図書室の蔵書について監査人が任意にサンプリングを行い、現物との突合を実施したが特に問題はなかった。

##### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

薬品については、使用の都度「薬品管理簿」に日付、残重量を記載している。年度で

の現物確認などは実施していない。

薬品は施錠できる納戸の中に保管され、使用の都度「薬品管理簿」に残重量を記載している。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【定時制】	人数	
全生徒	438	A
申請者	409	B
認定者（支給者）	407	C
支給率	92.9%	C/A

【通信制】	人数	
全生徒	385	A
申請者	158	B
認定者（支給者）	157	C
支給率	40.8%	C/A

(8) いじめ対策について

いじめについて考えるアンケートを年3回実施しており、日々の教育活動で「チャンス相談」を各教員で積極的に取り組んでいる。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【定時制】	認知件数
-------	------

令和2年度	5
令和3年度	3
令和4年度	1

【通信制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	0
令和4年度	0

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-③）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

#### (現状及び問題点)

同校は他の県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①はい」「②いいえ」の2つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質によるが選択肢が2つの場合には、傾向として「はい」を選ぶ傾向があるようにも思う。

#### (改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

### (2) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（意見 27-⑨）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員

に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も3名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (3) 公費との明確な区分について（意見 23-⑩）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書雑誌代、製氷機など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても

財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館用図書雑誌代	401,152	その他需用費
2	営繕用消耗品代	1,496	その他需用費
3	手洗い自動水栓修理代	74,800	その他需用費
4	製氷機	451,000	備品購入費
	計	928,448	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

#### (改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (4) 薬品の管理について（意見28-⑤）

薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机（未施錠）の中に置かれているが、施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。

#### (現状及び問題点)

薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机（未施錠）の中に置かれている。そのため、容易に鍵を入手し薬品にアクセスできる状況にある。また、年度での現物確認などは実施していない。



**(改善策)**

薬品を保管している納戸の鍵については施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。

## ■ 11. 桐生高等学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正6年3月 町立桐生中学校として設立 令和3年4月 群馬県立桐生高等学校と群馬県立桐生女子高等学校の統合により開校
2	所在地	桐生市美原町1-39
3	校訓	「独立自尊」 「自主自立」 「向学共励」
4	教育目標	生徒の自由な発想、チャレンジ精神を尊重し、幅広い知識の獲得とその活用を通して未来を牽引する資質・能力を育てる。
5	学科及び生徒数	定員は320名 1学年 普通科 8学級 245名 理数科          80名 2学年 普通科 8学級 235名 理数科          81名 3学年 普通科 8学級 242名 理数科          81名 合計                  24学級 964名
6	教職員数	70名
7	特色	普通科、理数科の2学科を設置している。他校よりも長い60分授業を採用し、深い学びの実践を行っている。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・高校統合の影響により部活動数が約2倍になっており、練習場が不足している。曜日毎のローテーションや校外練習場の確保にも努めているが不足状態。 ・強風時にグラウンドの砂等が近隣に飛んでしまい、迷惑をかけている(特に苦情がある訳ではない)。

【通信制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	令和3年4月1日 桐生高等学校に通信制課程が引き継がれた。
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	—
4	教育目標	平和で幸福な民主的社会の形成者として、真理と正義を愛し、お互いを尊重しあい、勤労と責任を重んじる社会人となる生徒を育成する。 また、明晰な判断力と豊かな創造力を持つ、心温かな人間育成を目指す。
5	学科及び生徒数	普通学科 181名
6	教職員数	10名
7	特色	男女共学で、10代から70代まで幅広い年代の生徒が在籍している。新入学、編入学、転入学の3形態の入学方法がある。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	特になし。

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要

I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は85%以上である。	B	A	
		② 進路実現に向けて、計画的・意欲的に取り組んでいる生徒が75%以上である。	C	B	
		③ 部活動や特別活動に主体的に取り組む、充実感を持っている生徒が75%以上である。	A	A	
		④ SSHを含む探究の活動について、成果があがっていると評価する教員が75%以上である。また、充実感を持って取り組んでいる生徒が75%以上である。	B	B	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑤ 60分授業が工夫されており、80%以上の生徒が授業に満足している。	B	C	※
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 教科学力が向上したと感じる生徒が75%以上である。	C	B	
		⑦ 学習内容の理解と定着を図り、平日の家庭学習の平均時間は、2時間以上である。	C	C	
III 生徒の充実した学校生活について適切な指	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 学級担任による個人面談を年3回以上実施している。	B	B	

導をしていますか。					
		⑨ 生徒に対して、挨拶、服装、交通マナーなどについての指導を月1回以上行う。	B	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑩ 本校は「いじめ防止活動」に取り組んでいると評価している生徒が、80%以上である	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑪ 1日あたりの欠席、遅刻、早退の合計人数は全生徒数の3%以内である。	B	B	
		⑫ ルールを守り、規則正しい生活を送っていると自己評価している生徒が80%以上である。	A	B	※
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑬ キャリア教育や進路学習会等において、進路意識が高まったと評価している生徒が75%以上である。	A	A	
		⑭ 進路ニュース・進路だより等で必要な情報が得られていると評価している生徒が、75%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希	⑮ 自己の生き方と職業との関連を意識し、進路実現に向けて積	B	B	

	望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	極的に取り組んでいる生徒が75%以上である。			
V開かれた学校づくりに努めていますか。	9家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑩ Webページによるタイムリーかつ魅力的な情報発信に努め、週1回以上の更新を行い、トピックの追加を行う。	A	B	※
		⑪ 在校生保護者及び中学生を対象とした学校公開等を年4回実施している。	B	B	
		⑫ PTA総会、各学年保護者会などの参加率は、全生徒数の50%以上である。配信されるPTA新聞の「見ました」の割合が全生徒数の80%以上である。	B	B	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	10ICTを活用した指導を行っていますか。	⑬ 配布された学習用端末(Chromebook)を、日々の活動に活用していると答えている生徒が85%以上である。	B	C	※
	11ICTを活用した業務改善を行っていますか。	⑭ 教育プラットフォーム(ClassiやG Workspace)を毎日チェックする習慣のある教員が95%以上である。	B	C	※

評価対象がI～VI、評価項目は11、学校独自の具体的な指標は全部で20項目ある。

20項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が4項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価が2項目、いずれもB評価が6項目、いずれもC評価が1項目、自己評価は

Cであるが外部評価はB評価が2項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は5項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

#### 【通信制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 桐高通信制に入学して良かった（学校生活に満足している）と思っている生徒が80%以上である。	A	A	
		② 通信制職員全員がガイドラインを踏まえ、本校通信制の教育課題について認識し、業務改善に努める。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 自らの学習進行を定期的に確認し、計画的に学習を進めていると思っている生徒が80%以上である。	C	B	
		④ 特別活動（LHR・学校行事・生徒会行事など）に満足していると思っている生徒が80%以上である。	A	A	

	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 自らの学習活動(レポート学習及びスクーリング授業)に満足している生徒は 80%以上である。	C	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑥ 集団の中でお互いを尊重し、マナーを守り、清掃等の活動に協力している生徒が80%以上である。	A	A	
		⑦ 学校からの指導(講演会・桐高通信・スマホール等)を通して、SNS等の危険性について理解が深まったと思う生徒は80%以上である。	A	A	
		⑧ 質問や心配なことがあるときに先生に相談しやすく、先生は誠実に対応してくれていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ 学校でおこなういじめ予防の取り組みやいじめに関する調査が適切に行われていると思う生徒は80%以上である。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ あなたの学校での生活は安心して快適であり、体調不良になった時には適切に対応してくれると思う生徒が 80%以上である。	A	A	
Ⅳ 生徒の主	7 個に応じ	⑪ 進路についての情報が学校か	A	A	



体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	た計画的な指導を行っていますか。	ら適切に提供されていると思う生徒が80%以上である。			
		⑫ 進路説明会や進路講演会等は進路を考えるうえで役立っていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路（キャリア）について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑬ 進路実現に向けて積極的に取り組んでいると感じている生徒が80%以上である。	C	C	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 月報「桐高通信」には、学習や学校生活に必要な情報は提供されていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
		⑮ 桐高通信制のウェブサイト（ホームページ）で情報は適切に提供されていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ ICT 機器を活用した学習活動（スクーリング授業等）によって、学習内容が分かりやすくなったと思う生徒が80%以上である。	A	A	
	11 ICT を活	⑰ ICT 機器を活用した情報伝達	A	A	

	用した業務改善を行っていますか。	(web ページ・一斉メール) によって、学校からの連絡等が理解しやすくなったと思う生徒が 80%以上である。			
--	------------------	---	--	--	--

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 17 項目ある。

17 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 14 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 0 項目、いずれも B 評価が 0 項目、未実施が 0 項目となっている。また、いずれも C 評価が 1 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 2 項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目、自己評価に対して外部評価がない項目はない。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、監査人として気になった点は全日制の項を参照。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

桐生高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA	1, 239, 665
2	教育振興会	2, 737, 918
3	特別会計 (生徒活動振興費)	436, 785
4	空調設備 (PTA 空調用会計)	0
5	特別会計 (PTA 会計調整基金)	4, 091, 952
6	後援会	1, 084, 120
7	後援会 (周年事業)	1, 000, 219
8	桐高育英会 (育英奨学金)	759
9	学習合宿	0
10	R 3 入学学年費	15, 208, 132

	(3年)	
11	R5 入学学年費 (1年)	0
12	R4 入学学年費 (2年)	15,094,129
13	生徒会	1,656,732
14	生徒会行事費 (生徒会行事費残金)	686,582
15	生徒会行事用 (大運動会、文化祭用)	500,003
16	諸費 (諸会費振替口座)	820
17	英検会計	576,118
18	基金会計 (百周年記念事業)	54,417
19	振替口座 (群銀ビジネスネット用)	58,842
20	事務室会計	1,922
21	桐生高校図書館	6
22	桐高茶話会	521,417
23	同窓会 (一般会計)	4,167,338
24	同窓会 (積立)	14,876,117
25	同窓会 (応援基金)	14,226,950
26	同窓会 (桐女残金)	11,007,154
27	同窓会 (桜基金)	1,137,944
	合計	90,366,041

私費会計の種類は27種類で預金通帳も27口座あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている(なお、管理者等は全て同じ)。

なお、各会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用(エクセルのマクロを組んだもの)しているが、

一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

#### （4）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態を確認した。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

##### 【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	24	35.8%	14	20.9%	11	16.4%	49	73.1%	9	13.4%	7	10.4%	2	3.0%	18	26.9%	67	59:23	
5月	34	50.7%	8	11.9%	7	10.4%	49	73.1%	14	20.9%	3	4.5%	1	1.5%	18	26.9%	67	53:46	
6月	27	40.3%	10	14.9%	15	22.4%	52	77.6%	9	13.4%	4	6.0%	2	3.0%	15	22.4%	67	59:59	
7月	27	40.3%	13	19.4%	9	13.4%	49	73.1%	12	17.9%	4	6.0%	2	3.0%	18	26.9%	67	58:45	
8月	59	88.1%	3	4.5%	4	6.0%	66	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	67	25:00	
9月	26	38.8%	9	13.4%	14	20.9%	49	73.1%	10	14.9%	6	9.0%	2	3.0%	18	26.9%	67	60:34	
10月	23	34.3%	8	11.9%	17	25.4%	48	71.6%	10	14.9%	7	10.4%	2	3.0%	19	28.4%	67	63:37	
11月	29	43.3%	11	16.4%	16	23.9%	56	83.6%	6	9.0%	5	7.5%			11	16.4%	67	51:13	
12月	27	40.3%	19	28.4%	10	14.9%	56	83.6%	9	13.4%	2	3.0%			11	16.4%	67	49:48	
1月	37	55.2%	14	20.9%	6	9.0%	57	85.1%	8	11.9%	2	3.0%			10	14.9%	67	45:03	
2月	50	74.6%	9	13.4%	7	10.4%	66	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	67	33:41	
3月	45	67.2%	7	10.4%	9	13.4%	61	91.0%	5	7.5%	1	1.5%			6	9.0%	67	36:43	
																	実人数	33	49.3%

【通信制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	9	100.0%					9	100.0%									9	14:31
5月	9	100.0%					9	100.0%									9	12:21
6月	9	100.0%					9	100.0%									9	13:13
7月	9	100.0%					9	100.0%									9	8:17
8月	9	100.0%					9	100.0%									9	5:20
9月	8	88.9%			1	11.1%	9	100.0%									9	15:13
10月	9	100.0%					9	100.0%									9	9:51
11月	9	100.0%					9	100.0%									9	11:16
12月	9	100.0%					9	100.0%									9	7:04
1月	9	100.0%					9	100.0%									9	8:54
2月	9	100.0%					9	100.0%									9	10:21
3月	9	100.0%					9	100.0%									9	11:36
実人数																		

全日制においては、部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。通信制を担当する教育職員の勤務時間は、全日制の教職員と同一であり、午前8時20分から午後4時50分までであるが、部活動を背景とした長時間労働の実態はないため、ほとんどの者が時間外勤務をすることなく所定の勤務時刻に退勤していることが確認できた。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。同校においては、その後の当該教職員と産業医等との面談の実施の有無を把握していたが、令和4年においては延べ145回の通知を発したのに対し、実際に面談が実施されたのは、うち2名、2回のみとのことであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.5日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が10名存在しており、0日という者も2人もいた。なお、通信制の教員の平均年次有給休暇取得日数は15.6日であり、年間の取得日数が5日以下の者は1名のみ（5日取得）だけであった。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	2人
1日	0人
2日	3人
3日	1人
4日	3人
5日	1人

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立桐生高等学校 PTA を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式とされていた。

また、報酬の発生しない桐生交響楽団における合奏トレーナー、自宅に設置した太陽光発電に関する売電収入についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休施設の有無

桐生高校と桐生女子高校の統合時に修繕工事を実施している。遊休化施設はなく、統合により、校舎や校庭が足りない。トイレは改修工事を実施したが、特別教室及び体育館のエアコンは整備されていない。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、不用品や壊れて修理できない備品は随時廃棄している。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

###### ・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

昨年度は蔵書点検を8月に実施したが、終了しなかったため、3月に残りを実施した。今年度は、8月に研修等があり実施できなかったため、3月に実施予定とのことである。

### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

化学準備室等で保管している薬品等の管理について、特に問題はなかった。

### （6）契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

### （7）就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	955	A
申請者	794	B
認定者（支給者）	727	C
支給率	76.1%	C/A

【通信制】	人数	
全生徒	207	A
申請者	127	B
認定者（支給者）	78	C
支給率	37.7%	C/A

なお、通信制は最長8年間在籍可能とされているが、修学支援金の上限期間は4年間、

48 か月とされているため、在籍中に対象外となってしまう生徒もいる。この場合には、県の「学び直しへの支援金」の給付対象となる。

また、その他に、「群馬県立桐生高等学校育英会奨学生」という、独自の奨学金制度もある。

#### (8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【全日制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	3

【通信制】	認知件数
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0

#### (9) ICT化について

特記すべき事項なし

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 公費との明確な区分について（意見 23-⑩）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（ハンドボールコート防球柵設置、漏水調査及び修繕費など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

#### (現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るた



め、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	ハンドボールコート防球柵設置	440,000	工事請負費
2	グラウンド用混合焼砂購入代金	295,020	その他需用費
3	塩化カルシウム購入代金	198,000	その他需用費
4	進路指導用資料印刷費（進路の手引き）	150,304	その他需用費
5	AED リース代	63,360	使賃料
	計	1,146,684	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	漏水調査及び修繕費	276,100	工事請負費
〃	生徒用机 20 台	128,700	その他需用費
〃	職員室製氷機修理代	53,944	その他需用費
〃	生徒机購入代金	128,700	その他需用費
〃	普通教室天井扇取替工事	80,300	その他需用費
〃	グラウンド混合焼砂購入代	116,160	その他需用費
〃	生徒用机購入代 10 台	64,350	その他需用費
〃	1、2 学期時間外学習指導手当	954,300	職員手当等
〃	生徒用机・椅子購入代金	345,180	その他需用費
〃	第一体育館バスケットゴール安全点検	187,000	その他需用費
〃	3 学期時間外学習指導手当	689,821	職員手当等
〃	学校バスバッテリー交換費用	129,800	その他需用費
	計	3,154,355	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成 22 年 3 月群馬

県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であるとする。

### (改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

就学支援金制度が充実しても、私費会計による徴収金が多額に発生したのでは、就学支援金制度の趣旨が損なわれるおそれがある。

### (2) 産業医等による面談の促進について (意見 29-⑨)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医(産業医等)の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ145通の通知が各教職員に出されていたが、実際に面談が実施されたのは、うち2名、2回のみであった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

### (改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

### (3) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑩)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が10名も存在しており、うち2名は全く取得をしていなかった。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### (改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやす

くなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

## ■ 12. 前橋高等特別支援学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成8年4月1日
2	所在地	前橋市青梨子町233-1
3	校訓	礼儀・感謝・挑戦
4	教育目標	一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、生活自立の実践力を高め社会適応力を養うとともに、職業生活や家庭生活に必要な能力や態度を身につけさせ、未来に向かって心豊かにたくましく生きる生徒の育成を図る。
5	学科及び生徒数	普通科・農業園芸科・産業工芸科・家政被服科があり各学年定員は40名 1学年 4組 27名 2学年 5組 27名 3学年 5組 33名 合計 14組 87名
6	教職員数	55名
7	特色	教育課程に「情報」があり、全生徒にタブレットを導入している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・吾妻・利根沼田地区に知的特別支援学校が設置されたこと、本校の学びが適していると思われる生徒が周辺地域の高等学校を受験・入学していることを背景に、過去3年間において定員が割れている。 ・高等学校と知的特別支援学校における「普通科」の違いについての理解の推進により、軽度な知的障害がある受験生は第一希望に職業学科を選択できるようにすること。

#### (2) 学校評価について

特別支援教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の第2回点検・評価結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己	外部	摘要

			評価	評価	
I 幼児児童生徒の地域における豊かな生活の実現に向けて努めていますか。	1 保護者、地域、関係機関に学校の教育活動について、具体的に伝えていきますか。	① ホームページの充実及び学校からのメール送信等で、必要な情報取得が工夫されていると感じている保護者が 80%以上である。	B	A	
	2 保護者、地域、関係機関との共通理解が深まり、有効な支援が行われていますか。	② 学校の活動紹介を保護者、地域、関係機関に年 5 回以上回覧している。	A	-	
II 地域の特別支援に関するセンター的な役割を果たしていますか。	3 障害のある幼児児童生徒の教育について、助言援助に努めていますか。	③ センター的機能の役割を果たしていると感じている高校等の関係者が、80%以上である。	-	A	
III 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導をしていますか。	4 個に応じたきめ細かな指導を行っていますか。	④ 「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の目標が、個々の特性や課題に即していると感じている保護者が 80%以上である。	A	A	
		⑤ 昨年度より導入されたタブレットを授業で活用したことに	B	B	

		より、情報活用能力が高まったと感じている保護者が80%以上いる。			
	5 指導内容の確実な定着を図る授業が行われていますか。	⑥ 情報機器の活用により指導内容が、以前よりも定着しやすくなったと感じている保護者が80%以上いる。	A	B	※
		⑦ 就労に必要な態度や作業能力が身につけてきていると感じている保護者が80%以上いる。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	6 健康に関する配慮や対応を適切に行っていますか。	⑧ 生徒の発達段階や課題を考慮した性に関する指導について80%以上の保護者から理解や協力を得ている。	B	B	
	7 危機管理体制が確立され、緊急時への備えができていますか。	⑨ 年3回の避難訓練で、職員の避難誘導が実際の場面に即した態勢になっていると、関係機関の方から80%以上の評価を得ることができる。	A	A	
	8 年間を通じて、計画的な生活・安全指導を行っていますか。	⑩ 生徒自身が身だしなみを気をつけるようになったと感じられる保護者が80%以上である。	B	A	
		⑪ 学校全体で取り組んでいる「いじめ防止活動」が実際にいじめ防止に繋がっていると感じら	A	A	

		れる保護者が80%以上である。			
	9 生徒の安全確保の観点から施設・設備を管理していますか。	⑫ 体育館改修工事が安全に配慮して執行されていると感じられる保護者が80%以上である。	A	-	
V 将来の生き方に結びつく進路指導を行っていますか。	10 キャリア教育の視点から、指導内容を整理して系統的な指導を行っていますか。	⑬ 社会生活に必要な資質や能力、言動などが段階的に身に付いてきていると感じる保護者が80%以上である。	A	A	
	11 保護者、関係機関との連携のもとに発達段階に応じた進路指導を行っていますか。	⑭ 「福祉就労」の種類や「一般就労」にあたっての知識が、学校からの案内等でわかりやすく伝わっていると感じる保護者が80%以上である。	A	A	
		⑮ 計画的な職業教育、就業体験実習、進路相談を行い、段階に応じて進路実現が可能だと感じている生徒・保護者が80%以上である。	A	A	

評価対象が I～V、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 15 項目ある。

15 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 7 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、自己評価がなく外部評価が A 評価が 1 項目、いずれも B 評価が 2 項目、未実施がなしとなっている。



なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は1項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は2項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・タブレット学習に関して、学習の様子を見たことがない為評価できないとの意見が多数。
- ・回答できない項目があり、選択肢を簡素化（はい・いいえ・わからない等）するか、「わからない」の項目を増やすなどの措置を希望する声あり。
- ・職員からは、タブレット活用法を学ぶ機会を設けてもらいたいとの要望あり。

### （3）私費会計（学校徴収金）について

前橋高等特別支援学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	798,119
2	同窓会費	1,313,254
3	生徒会費	235,915
4	学年費・学級費	529,632
5	修学旅行積立金	1,890,004
6	卒業アルバム費	99,815
7	給食費（牛乳）	332,372
	合計	5,199,111

私費会計の種類は7種類だが、口座数は学年費・学級費が学年ごと、学級ごとに分けて管理しているため27口座ある。全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突

合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態を確認した。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均		
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計					
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合				
4月	52	96.3%					52	96.3%							2	3.7%	2	3.7%	54	19:12
5月	51	94.4%	1	1.9%	1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	20:45
6月	52	96.3%	2	3.7%			54	100.0%											54	15:31
7月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	13:49
8月	54	100.0%					54	100.0%											54	4:06
9月	53	98.1%	1	1.9%			54	100.0%											54	9:51
10月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	12:40
11月	51	94.4%	1	1.9%	1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	16:00
12月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	11:48
1月	52	96.3%			2	3.7%	54	100.0%											54	12:17
2月	52	96.3%			1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	13:45
3月	53	98.1%					53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	11:15
実人数																2	3.7%			

同校は、特別支援学校という特質上、生徒の安全管理や生徒の利用する公共交通機関の時刻等の観点から部活動の時間はおおむね午後4時30分までとされている。そのため、部活動の指導を中心とした教育職員の長時間労働といった実態はなかった。ただし、年度初めの4月には、100時間を超えた時間外在校等時間となっている者が複数名いた。年間を通じて80時間を超える時間外在校等時間となっていた実人数は5名以下であった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

#### ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は18.5日であり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者はいなかった。

#### エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

### (5) 施設及び物品管理について

#### ①老朽化、遊休施設の有無

特記すべき事項なし。

#### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

##### ・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は8件、4,839,156円の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

##### ・ 図書について

冊数が限られていることから、システムによるデータ管理は実施しておらず、担当者がエクセルで管理している。貸出簿は手書き。

専任の司書はおらず、司書教諭が担当している。全て現物を確認した。

#### ③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

現在、理科の授業がないため、化学の薬品はない。

農薬については、従来、担当印、校長印のないものを使用していたことから、今回の包括外部監査を機に、様式を改定した。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

特別支援学校の生徒に対しては、就学支援金ではなく、特別支援教育就学奨励費が支給される。これは、国の制度であり、都道府県は、区域内の特別支援学校への児童または生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁しなければならない、とされている。

国と県との負担割合は1/2ずつであり、支弁対象となる経費は、①教育用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費（通学費、帰省費、職場実習費、交流及び共同学習費）④寄宿舎居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）⑤修学旅行費（就学旅行費、校外活動等参加費、職場実習宿泊費）⑥学習用・通学用品購入費 ⑦新入学児童生徒学習用品・通学用品購入費 ⑧オンライン学習通信費である。

支弁（支給）区分は、世帯の所得金額により3段階とされており、支給金額の全額、半額、一部である。

なお、授業料については全員無償である。

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・いじめが疑われる場合には担任が対応し、学年主任は速やかにいじめ対策委員会に報告する。

- ・対策委員が対応し、被害生徒から事情を聞く。加害生徒から事実確認を行い、場合によっては第三者からも情報収集する。

- ・いじめ対策委員会を招集し、情報共有を行う。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	3
令和4年度	1

#### (9) ICT化について

生徒が使用しているタブレットは個人保有であり、就学奨励費の対象生徒は、購入後に奨励費が支給されている。

令和3年～5年にかけてICT活用推進のための3か年計画を実施している。

令和3年度

- ・オンラインホームルームの実現
- ・ICT活用に関する校内研修の充実
- ・タブレットを使った授業の定着

令和4年度

- ・前年度を踏まえた校内研修の改善
- ・タブレットを使った協働的な学習の実現
- ・タブレットを活用した授業実践報告会の実施

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### (1) 産業医等による面談の実施状況の把握について（意見 29-⑩）

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

#### (現状及び問題点)

同校においては、時期的に教頭業務や教務関連業務が多忙となる教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が数名存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教

員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨は行われていたが、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

確かに、学校側としては、該当する教職員に対して産業医等との面談を推奨する以上に、面談の実施を強制することはできないものと考えられる。労働安全衛生法上も、面談指導は労働者の申出により行うものとされている（同法第 66 条の 8 第 1 項、同施行規則第 52 条の 3 第 1 項）。しかし、長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性はある。

このように、長時間労働に従事する者にとっての産業医等との面談の必要性に鑑みれば、まずは、学校側において、該当する教職員の産業医等との面談の実施状況を把握する必要があるものとする。なお、産業医等による面談指導が実施された場合に事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴取すること、同意見を踏まえて必要な措置を講ずること、面談指導の結果の記録を作成して保存しておくことなどは事業者の法的義務でもある（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

### **(改善策)**

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、その後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

## ■ 13. 高崎高等特別支援学校

### 1. 概要

#### (1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成8年4月1日 群馬県立高崎高等養護学校として設置
2	所在地	高崎市柴崎町 1838 番地 2
3	校訓	自立 意欲 礼儀
4	教育目標	生徒一人一人がもつ無限の可能性、独創力を引き出し、一層伸長させ、状況変化にも対応できる確かな学力、体力、気力を身に付けた社会人の育成を図る。 生徒の障害の状況、能力及び適正等に応じて、自立と社会参加を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、豊かでたくましい心と、明るい人間性を涵養する。
5	学科及び生徒数	普通科・生産園芸科・工芸意匠科・生活環境科があり各学年定員は 48 名 1 学年 6 組 34 名 2 学年 6 組 33 名 3 学年 6 組 43 名 合計 18 組 110 名
6	教職員数	67 名
7	特色	1 クラス 8 名定員の少人数であり、専門的知識を有した教員が手厚い指導を行うことにより、基本的な生活習慣の定着を図り、6 割の生徒が一般企業へ就職している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	過去 2 年間で定員を満たしておらず、知的特別支援学校の役割や魅力、成果等を生徒及び保護者、中学校、地域などに情報発信することが課題。

#### (2) 学校評価について

特別支援教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自	外	摘要
------	------	---------	---	---	----

			已 評 価	部 評 価	
I 幼児児童生徒の地域における豊かな生活の実現に向けて努めていますか。	1 保護者、地域、関係機関に学校の教育活動について、具体的に伝えていますか。	① 本校 Web ページで「学校の様子がよく分かる」と保護者の 90%が答えている。	A	A	
		② 管内の中学校・特別支援学校中学部の生徒、保護者、教職員に対して 50 回以上の説明の機会を設ける。	A	A	
	2 保護者、地域、関係機関との共通理解が深まり、有効な支援が行われていますか。	③ 「個別の教育支援計画が有効に利用されている」と保護者・教員の 95%が答えている。	A	A	
II 地域の特別支援に関するセンター的な役割を果たしていますか。	3 障害のある幼児児童生徒の教育について、助言援助に努めていますか。	④ 支援を行った地域の高等学校等から、90%以上の満足度を得ている。	A	A	
		⑤ 地域の高等学校等を対象として、特別支援教育に関する情報提供を行い、参加者の 90%以上から満足を得ている。	B	B	



Ⅲ 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導をしていますか。	4 個に応じたきめ細かな指導を行っていますか。	⑥ 「『個別の指導計画』に基づいた、きめ細かな指導・支援が行われている」と保護者の95%以上が答えている。	B	B	
		⑦ いじめの防止に向けた本校の取り組みについて保護者の90%以上が満足している。	A	A	
	5 指導内容の確実な定着を図る授業が行われていますか。	⑧ 一人2回以上の授業を参観するとともに、研究授業・授業研究会・研修会等を計画・実施する。	A	A	
Ⅳ 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	6 健康に関する配慮や対応を適切に行っていますか。	⑨ 生徒一人一人の健康上の配慮や対応について保護者の95%以上が満足している。	A	A	
		⑩ 感染症の拡大防止に向けた取組について保護者・教職員の100%が満足している。	B	B	
	7 危機管理体制が確立され、緊急時への備えができていますか。	⑪ 緊急時の対応や避難経路について生徒の80%以上が理解している。	B	B	
Ⅴ 将来の生き方に結び	8 キャリア教育の視点	⑫ 「生徒が明確な目標をもち、努力している」と教職員の90%	A	B	※

つく進路指導を行って いますか。	から、指導 内容を整理 して系統的 な指導を行 っていますか。	以上が答えている。			
	9 保護者、 関係機関と の連携のも とに発達段 階に応じた 進路指導を 行っていま すか。	⑬ 保護者、関係機関を招いた情報 提供の場を年間 5 回以上開催 し、保護者の 80%以上が満足 している。	A	A	

評価対象が I～V、評価項目は 9、学校独自での具体的な指標は全部で 13 項目ある。

13 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 8 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価がなし、いずれも B 評価が 4 項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 1 項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・保護者からは、生徒自身が将来の進路（就職活動等）に関する目標を持っていない等の不安があり、その点のサポートを希望する意見が見受けられた。
- ・職員からは研修等の再考の要望。必要性は感じているが、そこに時間を割く為、業務に影響が出ている状況とのこと。

### (3) 私費会計（学校徴収金）について

高崎高等特別支援学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費	250,309

2	同窓会費	128,949
3	生徒会費	10,359
4	牛乳会計	127,563
5	大空祭会計	292,093
6	実習費	510,336
7	修学旅行積立	6,371,027
8	卒業準備金会計	0
	合計	7,690,636

私費会計の種類は8種類だが、口座数は実習費会計、修学旅行積立会計が学年ごとに分けて管理しているため12口座ある。全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

#### （4）労務管理について

##### ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

##### イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

同校において、80 時間を超える時間外在校等時間となっている教職員の存在はなかった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	53	93.0%	3	5.3%	1	1.8%	57	100.0%									57	21:19
5月	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%	57	100.0%									57	20:37
6月	54	94.7%	3	5.3%			57	100.0%									57	18:56
7月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:02
8月	57	100.0%					57	100.0%									57	4:01
9月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	14:58
10月	56	98.2%			1	1.8%	57	100.0%									57	17:52
11月	55	96.5%	1	1.8%	1	1.8%	57	100.0%									57	17:59
12月	57	100.0%					57	100.0%									57	11:39
1月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	12:12
2月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:12
3月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:00
	実人数																	

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においては該当者はなしであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.8日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が3名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	2人
2日	0人
3日	1人
4日	0人
5日	0人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容としては個人申請のみで、区長代理者1名、登録要約筆記者1名となっている。

#### (5) 施設及び物品管理について

##### ①老朽化、遊休化施設の有無

平成9年の木造建物なので老朽化はしている。エアコン及びトイレ改修(一部和式あり)は県に要望は出している。

##### ②物品台帳と実際の現物管理の状況

###### ・物品について

IQ検査器具を複数保有しているが、「備品一覧」において、1つの検査器具は「試験測定用機器類」に分類されているが、他の検査器具は「図書類」に分類されている。どちらかにまとめて記載したほうが良い。

###### ・図書について(小規模(教室程度の大きさ))

背表紙に分類記号等が記載されていない図書が散見された。同じシリーズの図書でも記載されているもの・ないものがあった。確認すると、カバーの上から分類記号等を記載しているため、カバーを紛失等した際に分類記号等も紛失したままになっている。

##### ③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

###### ・農薬について

農薬台帳には6品記載されているが、うち3品は残量がない。基本的に必要な時に必要な量を購入することが多いとのこと。使用の都度、農薬散布場所ごと(全部で4か所)に散布した農薬・使用者・散布量等を記録している。

農薬の棚卸は年に1回農園責任者と学校長の確認を行っている。

###### ・理科の実験等で使う劇物、毒物はない。

#### (6) 契約事務について

直近の監査資料(令和4年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札

となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

#### (7) 就学支援金の事務について

前橋高等特別支援学校と同様、授業料については全員無償である。

#### (8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止・早期発見プログラム」「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

・教職員が、生徒からの訴えや、アンケート調査（年3回）、生徒観察、面談等から積極的にいじめやいじめの兆候を把握するように努める。

・把握した教職員は、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告する。

・「いじめ対策委員会」は、速やかに関係生徒への聴き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者へ連絡する。

・「いじめ対策委員会」は、調査結果に基づき、関係生徒への指導・支援等に係る方針を決定する。

・「いじめ対策委員会」は、関係生徒と保護者へ、調査結果及び、指導・支援等に係る方針を説明する。

・「いじめ対策委員会」は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

・「いじめ対策委員会」は関係生徒の保護者へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について報告する。

・「いじめ対策委員会」は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものとする。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	8
令和3年度	14
令和4年度	22

#### (9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している。

・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

生徒利用の PC 以外も、授業で資料の提示やパワーポイントの利用などで活用している。各学年でモニターが 2～3 台利用できる状態だが、計 5 クラスで利用すると足りない状態であり、プロジェクターは台数が少なく、活用することは少ない。

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）公費との明確な区分について（意見 23-⑫）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（現場実習用切手代、デジタルカメラ 他関連機器など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### （現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和 4 年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	現場実習用切手代	50,400	役務費
2	卒業式壇上花	11,000	その他需用費
	計	61,400	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	デジタルカメラ 他関連機器	198,220	備品費・その他需用費
	計	198,220	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成 22 年 3 月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

### (改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

### (2) 県への報告資料への未記載の会計について (意見 24-③)

すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。
----------------------------------

### (現状及び問題点)

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、同資料において、大空祭会計及び修学旅行積立について県への報告資料には記載されていない。

高崎高等特別支援学校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA 会費	250,309	250,309	0
2	同窓会費	128,949	128,949	0
3	生徒会費	10,359	10,359	0
4	牛乳会計	127,563	127,563	0
5	大空祭会計	—	292,093	292,093
6	実習費 (※)	530,383	530,383	0
7	修学旅行積立 (※)	—	6,371,027	6,371,027
8	卒業準備金会計	0	0	0
	合計	1,047,563	7,710,683	6,663,120

(※) 実習費、修学旅行積立については各学年の合計金額

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している会計残高が存在すると私費会計の実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金



(徴収額)の把握も困難となる他、不正な私費の使用が行われる恐れがある。

#### (改善策)

私費会計については網羅性の観点から、すべて県への報告資料へ記載することが望ましい。

#### (3) 図書館の本の管理について (意見 26-④)

図書に分類記号等を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理すべきである。

#### (現状及び問題点)

背表紙に分類記号等が記載されていない図書が散見された。購入当初は分類記号等が記載されていたラベルを貼付し管理していたが、図書カバーの上からラベルを貼付していたため、カバーの紛失の際にラベルも紛失されたものと思われる。

#### (改善策)

全ての図書の背表紙に、図書台帳に記載されている分類記号等を記載したラベルを貼付管理すべきである。

#### (4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑪)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わ

せて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も3名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

### **(改善策)**

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。